

令和7年度 決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和7年10月31日（金曜日）
安平町議会議場

1 付託事件

No.	件名
1	令和7年第6回安平町議会定例会 認定第1号 令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
2	令和7年第6回安平町議会定例会 認定第2号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	令和7年第6回安平町議会定例会 認定第3号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4	令和7年第6回安平町議会定例会 認定第4号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	令和7年第6回安平町議会定例会 認定第5号 令和6年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	令和7年第6回安平町議会定例会 認定第6号 令和6年度安平町水道事業会計決算の認定について

2 出席委員（8名）

職名	氏名	職名	氏名
委員長	鳥越真由美	委員	箱崎英輔
副委員長	米川恵美子	委員	内藤圭子
委員	工藤秀一	委員	高山正人
委員	三浦恵美子	委員	梅森敬仁

3 委員外出席議員

職名	氏名
議長	多田政拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川秀一郎	副町長	田中一省
総務担当課長	岡康弘	情報担当課長	池田恵司
企画財政担当課長	木林一雄	まちづくり担当課長	山口崇
税務戸籍担当課長	奥田浩司	生活環境担当課長	佐々木智紀
土木公園担当課長	塩谷慎嗣	施設担当課長	伊藤富美雄
国保介護担当課長	阿部充幸	健康福祉担当課長	小板橋憲仁
水道担当課長	佐々木貴之	下水道担当課長	谷村英俊
産業振興担当課長	森池和哉	総合支所長	村上純一
会計担当課長	下出佳史		

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	井内聖	社会教育担当次長	渡邊匡人
学校教育担当次長	佐々木英生		

(3) 監査委員

職名	氏名	職名	氏名
代表監査委員	小川誠一	監査委員	小笠原直治

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	石塚一哉	主幹	鈴木慎二

会議の顛末

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○委員長（鳥越真由美君） おはようございます。昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開します。

只今の出席委員は8名であり、定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

会議に入ります前にご報告します。委員外となりますが多田議長が葬儀参列のため本日午前中の審議を欠席するとの申し出がありましたのでご報告します。

○委員長（鳥越真由美君） 本日の一般会計歳出の質疑を始める前に、決算資料の訂正について副町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

[田中副町長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 改めましておはようございます。地方自治法第233条第5項に基づく主要な施策の成果を説明する書類として令和6年度歳入歳出決算資料を提出したところですが、この資料の17ページ、18ページ、20ページ、21ページにかけて誤りがありました。要因としては町民税のところに入る数字を町道民税の数字を入れたためと、あと滞納繰越額の額の変更をそのまま入れてしまったため、このような差異が出てきました。見つけた要因は滞納繰越額にマイナス表記がされていたことから判明したこととして、今後このようなことがないよう確認の徹底をしていきたいと存じますので、今回訂正箇所について朱書きで示しています。これらについてお詫びをもって差し替えくださるよう、よろしくお願ひします。

○委員長（鳥越真由美君） 次に昨日の三浦委員からの質疑で答弁保留になっている決算書44ページ、エリア放送番組製作業務委託料の件について情報担当課長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

[池田情報担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君） 只今委員長からお話がありましたとおり、歳入歳出決算書44ページの中にあるエリア放送番組製作業務委託料の関係で、令和5年度からと6年度の比較で6年度増額している要因のご質問の中で答弁保留がありましたのでお答えさせていただきたいと思います。

まず、令和5年度の決算額については1136万9160円となっていまして、令和6年度が1144万6600円と7万7440円増額となっています。

この主な要因ですが、取材、その番組の編集にかかる時間数の増、人件費の増額となっていまして。参考までに令和5年度作成した番組数は総数で44本作成しています。令和6年度については52本の製作と5年度から6年度を比べて8本ほど増加しているということで、その分の増額となっていますのでご答弁させていただきます。

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 次に昨日の高山委員からの質疑で答弁保留になっている決算書107ページ、地域おこし協力隊員助成金の件について、まちづくり担当課長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

[山口まちづくり担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 決算書107ページについて、本日配布しました資料に基づきながら詳しく説明させていただきたいと思います。それでは資料の方をご確認お願ひします。

まず107ページですが、こちらに地域おこし協力隊員助成金493万3200円と数字が記載されています。そちらの内訳については右に書かれているとおり、本年度から新たに説明資料として配付しました主要施策成果等説明資料の数字の内訳を載せています。まずこの内訳が政策推進課分、これは主要施策等成果説明資料による45ページになりますが370万6000円。2番目に商工観光課分としては105ページにあたる122万7100円となっています。ここでも数字の単位が違っています。これを単純に足すと決算書と100円ズレるのですが、その100円のズレについては政策推進課が370万6100円ということが円単位にした時の数字になっています。この点についても今年度新たに作成した資料ということもありまして数字の表記の仕方にズレがあることをご容赦いただければと思います。

その下になります、主要施策成果等説明資料の内訳になりますが。まず左側政策推進課分の45ページの部分を抜粋しています。こちらは事業名あびら起業家カレッジとなりまして、事業実施内容の下、創業者誘致型協力隊4名を政策推進課の所属として任用している状況になっています。こちらの赤く

囲っています地域おこし協力隊助成金が先ほど説明した数字の内訳となっていきます。

今度右側の表になります。こちらが商工観光課105ページになります。事業名としては商工振興事業経費のうち地域おこし協力隊活用事業となっていまして、事業の内容については地域おこし協力隊（企業経営強化型隊員）1名の分にかかる協力隊の助成金ということで、その金額が赤く囲っています助成金122万7100円が内訳となっていまして、こちら合算した部分が決算書107ページの地域おこし協力隊員助成金という数字で合致している内訳となっています。

ここで地域おこし協力隊が政策推進課の方は創業者誘致型協力隊、商工観光課の方が企業経営強化型隊員ということで、こちらの協力隊員の方についても詳しく説明させていただきたいと思います。次のページをご覧ください。次のページには協力隊員の設置の方について説明する資料になっています。

(2) 青く括ってある部分が商業者誘致型ということで、政策推進課で4名任用しているタイプの隊員となっています。右側の企業経営強化型が商工観光課で1名先ほど雇っていた隊員の形になります。

概要説明するのですが、例えば2番目創業者誘致型については第2番目のこちらの方は個人事業主の誘致が主たる目的となっています。主にあびら起業家カレッジの最終プレゼンを経て現在個人事業主を目指して活動している方がこのタイプで現在活動している状況となっています。

次に右側の企業経営強化型というのが、こちらも会計年度任用職員となるのですが、括弧の部分で町と法人とが協働協定を結んだのちに町は人材派遣として隊員を支援する形をとっています。

その下の部分では町内法人による地域活性が対象となっていまして、中段あたりから任期後は法人の社員等として定着し、町内に定住することを目指していくタイプの隊員なんですよということをこの区分で整理している状況です。参考までに言いますと、現在この方を使った隊員としては富門華で活動している方1名、NPO法人とあさ村で活動している方1名の計3名がこのタイプで活動している状況となっています。

次のページをご確認いただければと思います。こちらは協力隊員の助成金がどういった種類で、どのような内容かを説明する資料となっています。一番下段に青く塗り潰しているところで安平町地域おこし協力隊員活動費補助金交付要綱の抜粋とあるのですが、こちらメニューが左の方に隊員入居住宅家賃経費補助、車輌燃料補助、地域おこし活動経費補助、自己研鑽補助と4つのメニューで1人の隊員の活動に対する補助を交付する内訳となっています。

家賃補助については、右側に月額家賃1万6000円を超える隊員に支給となっています、いろいろルールがあるのですがこの下の方に例えば4万5000円の家賃の場合はという形で例示しています、算定式を充てていくと2万円の

補助を毎月していく中身になっています。

車輌燃料については月額、車を持っていれば2万円。

地域おこし活動経費にかかる分については年額48万円を上限に、こちら活動に応じて使い方が変わってくるのですが、こういう48万円以内ですよという条件を付ける中で助成金をルールに基づきながら交付している状況となっています。

下の自己研鑽補助についても同じく20万円の上限をもちながら運用執行している状況となっています。

続きまして最後に現状の令和6年度に活動しました地域おこし協力隊の一覧表を付けさせていただきました。令和6年度では21名の隊員が活動した状況となっています。例えば先ほどご説明した政策推進課に創業者誘致型で該当する部分で言いますと左側に番号振っています1番、2番、7番、12番、この4名が先ほどご説明した資料にかかる隊員となっています。商工観光課の先ほど説明した部分ですと6番の企業経営強化型で、こちらの種浦さんがその部分にあたる見方となっています。

このように決算書の数字の内訳の中身について詳しく説明させていただきまして、今回、隊員の方も20名を超す隊員を各課で抱えている状況となっています。また、こうしたどういう類型に当たるかも詳しい資料が無いとなかなか確認できないことも今回認識させていただきましたので、次年度に向けては、例えば予算編成の時に一覧表はこれまで隊員の一覧表を配っていたのですが、そこに先ほど配った類型表をしっかりと添付することで、この隊員はこの類型のタイプで任用しているということが確認できるように改善していきたいと思っています。以上で補足説明を終わります。

○委員長（鳥越真由美君）　高山委員よろしいですか。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君）　高山委員。

○10番（高山正人君）　本日配られた資料で、どういう意図でどういう中身の区分けをしているかをようやく自覚することができて。また、この二十数名の皆さんがあれぞれのポジションで活躍されてうちの地域に残っていただける目標値が50%と書かれていますから、これは最低限何とかしてほしいと。投資をしている以上は実績として挙げていっていただければと思いますので。この資料をいただいてありがとうございますので、これからもこういった詳細についてはできる限り開示していただいて説明をいただくようによろしくお願いします。

○委員長（鳥越真由美君）　それでは審議を再開します。途中となっていました106、107ページから再開します。質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 107ページのチャレンジショップ事業補助金。こちらは現在どなたが使っているのか伺います。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） チャレンジショップ事業補助金ですが、こちらチャレンジショップに入居して企業を目指している方に対して設備や何かに対する補助として交付しているものでして、商業活動へ参入しやすい環境整備の一つということで交付しているのですが、6年度の実績でいきますと現在入居している方2件分に対して50万円ずつ補助していまして、ガスや水道の設備工事とか冷蔵庫やテーブルといった什器類。あとは調理器具やショーケースといったものに対して補助している中身となっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば創業支援を貰いながらチャレンジショップに入って、これを一緒に貰えるという認識でよろしいですか。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） チャレンジショップに入る段階では、まだ起業を目指しているという起業に向けてチャレンジしている段階でして。そういうふた活動に参入しやすいための環境整備という補助金がチャレンジショップの補助金。そこから本格的に創業を目指していくにあたっては、さらにいろいろな勉強も必要ですし、どこか店舗を購入したのであれば中の改修といった大きな設備投資も必要になってきますので、そういう場合には創業支援補助金を活用していただいていると。2段階で活用していただいている中身になっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） ということは、同時進行で同じ年度に同じ方が貰うことも可能だということでおろしいですか。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） そういうケースもあるかと思っています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ108、109ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） これは初步的な質問だと言われてしまうかもしれないですが、109ページの下の方にある商品開発支援業務委託料。こちらの業務委託はどこに委託されているのか伺います。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 一番下の商品開発支援業務委託料ですが、サテライトオフィスに入ってきた企業さんの流れでロコガイドという会社に委託して実施してきているのですが、そこに所属していました講師の方がまた新たな会社を興したりして業務をそちらに移して現在委託している中身になっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 具体的にどのようなことをされて、結果集客とか売り上げにつながったかどうか。わかりづらい部分もあるかもしれないですが、押さえている部分でお願いします。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 支援業務の中身ですが、これまで商品開発にあたっては町からのブランド化補助金という金銭的な支援を行っていたのですが、その商品開発のヒット率を上げていったり、あとは事業者さんにも商品開発のスキルを上げていただく狙いで専門的な講師を招いて講義形式で事業を行っているものなのですが。これまでには町内事業者十数社がこの事業に参加していただきまして、今年で3年半ですね。国の補助金を活用している観点から一応3年間という形で実施をしてきたのですが、その中ではチーズ専門工場90周年を記念したチーズ製品とか、チーズを使用したドリンクやチーズケーキ、追分地区で新規に開店したカフェの焼き菓子、うどん屋さんのお土産用のうどん、クラフトビールを開発している方の瓶とか缶のデザイン、これから販売されていくであろうワインといったものがこの委託業務を通して学んでいただいて開発まで至ったという中身になっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 売り上げにつながったかどうかはこれからという感じで、そういう報告も受けるのかどうか含めお願いします。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 売り上げにつながったかどうかでいくと数字的には特に押さえるものはないのですが、ただ単に間違いなく事業者さんの商品開発に対するスキルは上がっていりますし、いろいろな商品も新たに開発されてそれが道の駅に並んでいるものも数多くありますので。この事業を通して間違いなく経済的な効果はあると考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ次に移ります。110、111ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 110ページの地域ブランド化推進支援事業助成金。こちら確かに上限50万円だったと思うのですが、どんなふうにどこが受けて、どんなふうにブランド化になったか。その辺について、成果について伺います。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） こちらのブランド化補助金6年度の実績ですが、6事業者が活用していまして合計で補助額が240万円となっています。

まず1つ目がオリジナルクラフトビールの開発で30万円。安平町産の蜂蜜と広域産小麦を使用した焼き菓子の開発。こちら町内のカフェが活用したのですが補助額が50万円。あとは農業者の方が紅はるかの干し芋の開発で50万円。それからおおぞら会でSL運行周年記念オリジナルグッズを開発していまして、こちらに30万円。それから追分地区の焼き肉屋さんでテイクアウトのジンギスカンの開発で50万円。町内のNPO法人で焼き芋アイスを開発して30万円。合計6件で240万円となっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 上限50万円で、それかかった分なのか。貰える金額の基準が30万と50万で分かれているようですが、これどのように審査されて助成額が決まったか伺います。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 50万か30万かというところは、町としてはふるさと納税の返礼品を数多く開発していきたい考えがありまして、ふるさと納税の返礼品まで持つて行く場合には上限50万円。そこまで行かない商品開発の場合は30万円といった区分けで補助を決定しているのですが。審査としては副町長を座長として町内のJA関係者、商工会関係者、観光協会関係者をメンバーとした審査会で審査を実施して決定している流れになっています。

[田中副町長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足説明させていただきます。只今村上課長からありましたが、審査の対象について、まずは補助対象事業の条件に合致している

か。これはシートがありまして、それぞれ事務局の方で判定して表題に上げていくと。その中で補助対象者としての条件に合致しているか。補助対象経費に合致しているか。地域特産品開発事業では地場産品を素材にした商品開発として適当か。こういうような形でそれぞれ審査をして決定していく形です。以上、補足します。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では、かかる経費によってではなく、かかる経費は関係なく50万円か30万円かという感じで交付額が決定されるということでおろしいですか。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） おっしゃるとおり上限50万円と30万円で、事業費がそれ以上上回っても上限50万、30万で交付しているということです。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 同じところで伺います。この審査する時に弾かれたという言い方はおかしいですが、審査に合格しなかったケースはあるのでしょうか。教えてください。

[田中副町長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） まさに先ほど言いましたとおり審査基準があります。商品としてどうなのかも総体的に審査の対象となります。一つの例とすれば他のお店屋さんで売っているものを、商品というのはネーミングだけでそれを販売するという形があります。これは具体例を言うと安平町特産の薪開発という部分についてはいろんな、セイコーマート等コンビニでも薪は売っていますしニコットでも売っていますし、いろんなところで売っている中で安平町特産の薪というのはどういうものなのかと。震災木を利用してその間伐を利用した中の薪であれば将来的な安定的な供給はできないだろうと。一過

性のものである形の中で審査では弾かれる事態となった事例があります。以上、説明します。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） ということは1件駄目だったというところで押さえてよろしいかと思うのですが。この審査基準の中でいろいろ食べ物が多いのが現実かと思うのですが、開発しておられる物を皆さんが召し上がってこれがよろしいというもので審査を決定するということでいいのかな。見ただけとかあるから。現実にこれを全部食べて、味がいいよっていう言い方は変だけども、評価がいいんじゃないかなっていう基準で最終的にはこれ成り立つかどうかの判断をされているのか。そこだけ確認させてください。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 申請を受けて審査をして決定する段階は着手前になりますので、実際に試作品を吃るのは例としてはないことはないですが、基本的には実際に試作したものをお吃る段階にはいかないので、書類とか場合によっては中身を聞き取って、その上で判断していく流れになっています。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） そこは驚いたのです。こういう審査というのは特に食料品関係については、いいだろうっていうのは見えていないところでOKを出すということになるのでね。企画はいいよっていうから出すって話と、じゃあこれが商品として行けるなというお金の出し方と2通りの判断の仕方があるかと思うのですが。これで言うと企画第一主義で現実的にはどうなのかという検査基準が私としては美味しさがどんなものかなと確認した上でOKを出す方がよろしいのではないかと思うのですが。そういう考え方はあるかどうか確認します。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） おっしゃる意見もあろうかと思うのですが。審査

の中で地場産品を活用した商品開発として適當かどうか、それから道の駅で販売を目的としている場合には商品開発として適當かどうかをこの審査会の中でしっかりと審査をして、我々としてもせっかく作った商品が作って終わりとはならないようにならうにしたいと考えていますので、その審査基準はある程度高めに設定して、きちんと開発した後も商品として販売できるレベルのものであるというものを一定のラインとして判断している中身ですが、議員おっしゃるような意見もあると思いますので、今後の運営の参考にさせていただければと思います。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[内藤委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 今の同じところなのですが。両方道の駅の販売を目指していると今の話で思ったのですが、この地域ブランド化推進事業の支援補助金で1番と2番の違いってどういうところかお願ひします。

○委員長（鳥越真由美君） 内藤委員、1番と2番というのは資料ですか。

○9番（内藤圭子君） 119ページの資料の地域ブランド化推進事業支援補助金の①と②の違いをお願いしたいと思います。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 資料の119ページの上の（1）地域ブランド化推進事業支援補助金の①地域特産品開発事業と②道の駅新規商品に関する事業の違いですね。

上の地域特産品開発事業ですが、こちら地域資源を活かした特産品開発、地場産品の改良や付加価値向上などが補助対象事業の要件となっていまして、6年度の実績で大体これは今ブランド化補助で補助金を交付しているケースが大体こちらに当てはまっているものでして。

下の道の駅の新規商品開発事業は、道の駅での販売を目的とした事業に対する補助で、確実に納品されて、しかも品質が優れていることなどが補助対象事業の要件となっていまして。

こちら上の方は町内の事業者のみが対象となるのですが、下の道の駅の方は町外事業者でも補助対象となっているものでして、道内の事業所が対象となっています。ただ、地域特産品の方は10分の10以内で先ほど申し上げた上限が50万円か30万円ということになっていまして、道の駅の新規商品開発の方は2分の1以内で上限が50万円となっています。そういう違います。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ112、113ページで質疑はありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 113ページの道路維持費の補正額の減額の数字の大きさですね。工事ができないとか予定が変更されたという部分が非常に多いのですが、これもう少し、この数字に対してできなかつた理由というのが必要で、計画とこれだけズレてくると見通しがどうして狂つたのかという説明をいただければと思います。

○委員長（鳥越真由美君） 確認ですが、不用額についてということでおろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○委員長（鳥越真由美君） 1544万の部分ですよね。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員、確認。

○10番（高山正人君） 当初予算額で言うと2億9100万なにがしと、補正額で言う三角の7226万6000円という数字の、この予算のズレというか流れについて教えてください。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 7226万6000円の減額で、工事請負費の安平町管内舗装修繕工事は交付金事業ということで行っていますが、これも要望額がかなり大きかったということで1億以上の要望額を出したのですが、結局内示で3割程度の交付金の内示額しかなくて、大部分を補正で減額させていただいているというのが大きいかなと思っています。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） そこの見通しつて非常に苦しいかと思うんだけど。3割というと違い過ぎるというか、目標値が高すぎるのかなって。削られちゃうところは当初の予算からズレてしまうって私どもとしてはここを一番頑張つてほしいところなんだけど。国の予算が付かなかったから予定どおり行かなかつたという話になつてしまふと当初の計画そこまで大きく膨らませてよかつたのかなって感じたのですが、その辺について伺います。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 以前にも確か高山委員から同じ質問があつて、わざとやっているのみたいな感じで話もあつたのですが。これ結局、我々として必要最低限やりたいところを必ず決めますので、今回の令和6年度に限つては湯ノ沢富岡線という町道、鶴の湯温泉のところから富岡に向かつていく町道なのですが、そこと早来市街3条線ということで役場前の町道ですがここを要望したのです。かなりの延長ですので、要はなるべく短期間で舗装修繕していきたいという我々の希望なのです。希望なのですが国の方の交付金事業の節とかもそうですが、道路新設もそうです。交付金事業全てが内示がかなり落ち込んでくると。全道・全国的な話になってきているということで。やりたいということで計画を立てるのですが、それに伴つて交付金が降りてこないのが現実で、これについてはそれを予測してわざとに大きくするとかもできなく、万が一付いてしまつた時に我々手に負えなくなつてしまつますので、そんなことも当然できないわけですし。我々の計画として担当の方でここまでだったらできるという形で要望をかけていくという、それが毎年数年ずっと続いているのです。交付金事業の難しさは道路だけではなくて他の交付金事業にも同じ傾向が見られるので、そこについてはご理解いただきたいと思っています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 同じところの12節の委託料の道路施設点検委託料。前にご説明受けていたら申し訳ないのですが、執行ゼロだった要因はなぜか伺います。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 大変申し訳ないですが、平成26年度に実施した道路ストック総点検の道路付属物等点検委託業務から10年経過しましてデータを更新するべく46基の道路照明の詳細点検を予定していたのですが、現在施設グループで実施しているLED化事業と重なっていることに担当の方で気付かなくて、これを計上して点検していこうとしたのですが、施設グループの方で交換とか建て替えを順次行っていることから、わざわざ点検すると予算的にももったいないということで減額させてしまったということで、当初の予算の計上の時点で気付けばよかったのですが、担当の方で気付かなかったとなっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちらLED化を進めるので、しばらく出てこないという認識でよろしいですか。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 委員おっしゃるとおりで、しばらくは出でこないと。どちらにせよ今回はLED化の灯具交換とか建て替えが行われてそこからまた10年ぐらい後に点検していかないと腐食とか危険なことが起きる可能性がありますので。今後についてもこの事業が出てくるかなと思っています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ114、115ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 114ページの3目道路新設改良費のマイナスの補正をされた要因8793万円。先ほど説明いただいた部分と、もしかしたらつながるのかとも思うのですがその要因を伺います。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。
- 土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） こちらも国に対して交付金要望をかけたにも関わらず結局3割程度の交付金しか付かなかつたということで、結果的に補正減額という形になったということです。
- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ116、117ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 117ページの12節委託料のキャンプ場指定管理料ですが、指定管理って確かに2年が終わったのかなと思うのですが、指定管理にしてみてどのような成果が上がったか伺います。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。
- 土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 指定管理については今現在かなり好調という、言い方はあれですが、私も議会の場で言わさせてもらったことがあるのですが目指せ1万人ということで、1万人以上キャンプ客を集客できるよう頑張っていきたいということで宣言していたのですが。このときわキャンプ場については指定管理したことによって今現在1万人から1万2000人ぐらいはずっとここ数年続いているという状況で、合併当初確かに年間3000人とかしか来ていなかったキャンプ場だったので、それから比べるとかなり頑張っている状況です。
- 指定管理者の方も自主事業を行って年間1、2回イベントを行ったりして集客に結びつくような自主事業をやったり、その他にも細かいところをキャンプ場として運営するにあたってアンケート調査を行いながら苦情が多いような部分については改善する努力をしてもらっていて、運営としてはうまくいっていると認識しています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 私の認識が間違いでなければ、どうなんでしょう。何年後かにしばらく売り上げが好調だと指定管理料の見直しも図っていきたいと確かにおっしゃっていたのだと思っていたと思うのですが、その辺の見通しは今のところいかがですか。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） この指定管理を行う上で自主事業を行って収益をどんどん増やしてほしいというこちらの要望があつて。それについては毎年打ち合わせをしている中でお伝えをして自主事業をどんどん増やしなさいよということで、その収益が上がることによって収益が平準化されるのでその分指定管理料を落とせるとはこちら踏んではいるのですが、なかなか自主事業を行っても大きな収益を得るところまではまだ結びついていないので。そこについては今、課題としてお互い認識を持ちながら進めているところです。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 別なところで。117ページで、ここで聞いていいかわからなかつたのですが。工事請負費の町内公園整備工事で確かに町内の公園の見直しの整備計画を作つて進めていくとおっしゃっていたのですが、そちらの進捗どのようになつてあるか伺います。

[塩谷土木公園担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） ストック再編事業ということで、安平町内の公園全てを対象として公園の見直しを行う。見直しを行う内容ですが、同じ地区に例えればの話ですが3つ4つありましたら、そこを効果的に維持管理も圧縮したいところですので、そこを数を減らしながら、減らした部分についてはもう少し今よりもリニューアルをかけて子どもたちが遊べるような公園にしていくという形。それから一般的に高齢者の方も公園を利用して散歩の途中に公園に寄つていただいて休憩していただくためのベンチをたくさん置くといったことも考えながら今ストック再編計画を立てているところで

す。これがまだ構想の段階なので、ざっくりとしたものしか出来上がらないのですが、これから8年度、9年度にかけてまたさらに進めていきながら、恐らく実際事業として立ち上るのは9年度以降になるかなと考えています。また、町の財政のこともありますので、財政当局と詰めながら事業を進めていきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ118、119ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ120、121ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 120ページの上から3行目の安平町公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料。こちらも計画の内容、進捗について伺います。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） こちらについては平成30年の震災により令和元年に地域優良賃貸住宅を建設するため、一部見直しを行った後にその後5年が経ちまして、さらに見直しを行わないとならないということで今回令和6年度に実施したものです。

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員、よろしいですか。

○7番（三浦恵美子君） 中身を。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 申し訳ありません。中身については前回の見直しから大きな変化はありませんで、今後は公営住宅の空き家となっている昔ブロック造りだった長屋を解体していく見直しになっています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） そこでもう一つ聞きたいと思います、同じところで。この計画、解体の分だけを計画に挙げているのか、そのほか直さなければならぬ公営住宅ってまだ使いながらたくさんあろうかと思うのですが、その部分についての計画は何も乗っかっていないということでいいのですか。

私どもの地区にも公営住宅がありまして、非常にいかれているなというか、これいつになつたら手をつけてくれるのかなという場所もあるんだけど。計画的にはそこには乗っかって、そういう話はないのか。その辺についてお答えください。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 解体の部分と今高山委員がおっしゃいました修繕の部分も計画には入っています、その計画に則りながら、ある程度は酷いといったら申し訳ないですが、そういうところでの前後はするかもしれません、外壁と高山委員の自治会で言いますと無落雪になっていて防水工事もこの計画に入っています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 同じページの、いつも聞いているかと思うのですが。負担金補助及び交付金の既存住宅耐震改修補助金、今年度も残念ながらゼロだったのですが、こちらは今後どういうふうに事業として進めていくか、担当課としてお考えがあれば伺います。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） こちらについては震災後に設けた新たな事業です。委員のおっしゃるように今まで1件の申請もない状態です。だからといって予算化しないと、もし出てきた時には対応できないこともあります

今まで続けていました。

担当としては地震から10年経過した時に、もし今までどおり無いようであればこれは取り止めてもいいのではないかと今考えているところですが、もう2、3年期間がありますので、その間にもし申請があれば再度考えていくと。今の段階でいくと震災後10年を経過したところで廃止するようなことも担当としては考えています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 図面の問題とかもあるみたいですが、例えば町内の事業者とかにこういう制度があって事例があればぜひ活用してほしいとか、いろいろな周知をされていると思うのですが。その周知と、来ない要因の分析と、それの対応策を考えているか伺います。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 周知については7月に固定資産税の納付書を送らせていただく時に、リフォームとかこちらの事業の宣伝のチラシというか折り込みを一緒に入れさせていただいている。

あと広報紙によっても宣伝させていただいているし、リフォーム助成と合わせてこの耐震も一緒にできることも事業者の方でもアピールしていただいているのですが、なかなか耐震にお金をかけるというところがあまり出てこない。それと耐震の基準が変わる前と言って古い住宅もありますので、そういう部分で少ないのかなと思っています。

宣伝については今、私が答弁させていただいたようなことをやってはいるのですが、それ以上のものはちょっと見当たらないのかなと。事業者とも会った時にはお話をしたりしているのですが、やはりそういうお客様がいないと聞いているところです。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 同じところを聞いてみたいと思うのですが。これ、そもそも基準が高ければ申し込みができないということを聞いたことがあります。要は確認申請時の当初の図面が無ければこれに該当しないということになれば、図面が無ければできないということは最初からその図面が無いとアウトだとなってしまって、これやりたいんだけどその図面が無いためにでき

ないとのお声は聞いたことは何度か住民の方からはあるのですね。なんか相談に行ったけど図面無いからって言われて、図面無いわって言ったらこれでアウトだって話になって。結果的にそこ踏み切れないのは図面が無いからできないからできないと聞くのですが、そういう相談とか改善の流れはないのか確認したい。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 今、委員のおっしゃいますように私の方にも「図面が無いのだけど、どうにかならないか」っていうことでのご相談はありました。もちろん耐震診断という部分は、図面があればその図面によってどういう材料を使われてどういう基準で、柱とか梁の部分がわかるので。それでいくと結構北海道でも無料での診断はしていただけるのですが、図面が無いものに対してはどうしても一度図面を起こさないとならないという部分で、それに対する助成はあります。ただ、助成金が国で定められている割合がどうしても少ないと何か安いものですから、お客様もそこで留まってしまうというか、諦めてしまうのかなと思っています。

診断に対する補助の方も町としては見てはいるのですが、実際どのぐらい診断にお金がかかるというのは私どもも聞いていないので、はっきりしたことは言えないのですが、そこで相談されたお客様は諦めてしまったのかなと思っています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 今の同じところですが、今の図面の件で。道からの補助が少しということなのですが、実際に図面を起こす時に大体いくらぐらいかかるのかなとか、町として単費の補助が可能かどうかとかその辺の検討、以前にも同じ質問が出てどうするかという話になったと思うのですが、そこら辺の検討は進めることができます。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） こちらについては国の補助と町の補助を合わせてお客様には補助する形で見ていくので。国からの補助だけを出すのではなく、町からも図面を起こすのにお金がかかりますよね。それで上限額があるのですが、その上限額の中で国の補助と町の補助が出てきます。例えば

30万かかりますよというものであれば、そのうちの3分の1。ただ上限が例えば8万円ですよという形で、この事業については設定されています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ122、123ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 122ページの18節負担金補助及び交付金のA E D共同購入負担金。公共施設について設置するものなんだと思うのですけど、設置台数が足りているのかどうか。全ての施設に設置されているのかどうか伺います。

[岡総務担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 設置台数の資料を今手元に持っていないので、こちら充足もしているかどうか後ほど確認でご回答させていただきます。
A E Dの共同購入部分については基本的に公共施設には充足している認識で、その更新分ということで毎年上げさせていただいている認識になっております。詳しくは後ほど回答させていただきます。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 後ほどよろしくお願いします。もう一つですが、10款教育費の教育委員会費の報酬のいじめ防止対策委員。こちら昨年ゼロだったのですが今回出てきたものなのですが。どのような結果が出たのか、どのような審議がされたか、お話できる部分で構わないのでお願いします。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 委員については2名、弁護士さんとか心理士さんにお願いしているのですが、いじめに対するその調査が適切だつ

たかとかどのような対応がよろしいですといった協議または助言をいただきながら対応しているものです。

いじめ対策委員については例年、補正予算を組ませていただきながらここ数年対応させていただいているが、これらの件については突発的なところもありますので予算計上の在り方も検討していきたいと考えています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） この委員さんは弁護士さんとか専門の方ということで、行政としても対応する教育に関わる方々は多分きちんと子どもの権利条約の28条に則ってしっかりと進めていらっしゃると思うのですが。執行される皆さんにおかれまして、いじめを受けて学校に行けないということは子どもの学ぶ権利を奪っているという認識を持ってしっかりと進めていらっしゃるかどうか確認させてください。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） そのような認識のもとで個別に対応していると認識しています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ124、125ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 125ページのところで、こちら私の認識不足で初歩的な質問になってしまふかもしれないですが。体育館のウレタン塗装工事ですが、6年度におかれましては、どこの塗装を行われたか伺います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 追分小学校、追分中学校で行っています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では、こちら毎年やるものなのか、それとも何年に1回とかそういう形でやるものなのか伺います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 基本的には3年に1度、輪番のような形で実施したいと思っていますが、その施設によっては劣化状況等もありますので、そこについては臨機応変に対応していきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ126、127ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ128、129ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 128ページの真ん中よりちょっと下、地域部活動運営業務委託料。こちら増額しているのですが、講師の数を増やしたのかどうか。その辺の増額要因、昨年度決算より増えた要因を伺います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 部活動の地域移行にかかる委託料となりますが、国の実証事業に基づいて指導員報酬といったところも委託料ですのでその辺についても補助対象。それから学校間の、早来学園と追分中学校の学校間のバスといった経費等の部分が増額という形になっています。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 部活動の地域移行を進めていく中で成果がどのように出たかと、委託された方々が自分たちでも教える担当になって講師としてやってらっしゃるのかどうか。その辺について伺います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） 7年度の活動も含めてのご回答になつてしまいますが、部活動の地域移行・地域展開という形では現時点でそれぞれの学校2校の3つの部活動がまだ検討中ですが、一定程度3つの部活動についても一定程度目処が付いてきている状況ですので、令和7年度をもって部活動から地域に展開していくといったところでは、まだ残っている部分はありますが、ある程度順調には進んでいるかなと考えていますし、ここに残っている部分については保護者、子どもたちといったところも受託事業者の方でいろいろお話を聞きながら丁寧にやっていますので、概ね順調と考えています。

どうしたら指導員になっているかというところですが、指導員については新規な地域の方というところがありますので、受託者がそこの指導ということではなくて、その受託者の方ではまた別な角度でスポーツに関わるイベントを実施しながらスポーツに親しむ人たちを増やすとか、それから愛好家を募って新たな団体の設立に向けた事業展開もしていますので、部活動から地域に移行したものについての指導は現在していません。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 部活動が地域移行されたことによって保護者やお子さんたちがこれで良かったって思ってらっしゃるか、そういう声をお聞きしているかと、今後保護者負担もNPO法人さんが自立する部分では増えていくのかと思うのですが、そこら辺もご理解が得られるのかと、地域の方への指導員の委嘱なども含め、そちらも合わせて並行してやっていかれるのかと思うのですが、そこら辺の現状はどうなっていますか。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 子どもたちの声としては、さまざまあります。例えば地域移行して早来学園と追分中学校を合同することによって安定的な活動ができるようになった。また指導者も専門的な指導をしていただけるようになったという声もあります。

一方では、その部にもよるのですが、生徒にもよるのですが、学校に集まって仲のいい友達とそこで活動するといった部活動もありますので、あまり地域にというところに難色ではありませんが、ちょっと違和感を感じながらやられている子も少なからず居るかなと考えています。

保護者については、その今まで学校でやられていたものが地域に移行することによって保護者負担が増えるのではないかというところに不安を感じているところもあります。ここについても、かかる費用が増えているところもありますが、そこについては納得いただきながら参加している保護者、それから負担を感じる保護者もいます。地域移行に関わって安平町内では活動がなかなか難しくて厚真町に行きながら合同でやっているところもありますので、そこは送迎などの負担も出てきますので、そういう面では保護者の負担感を感じているであろうかなと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[工藤委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 今と同じところですが、地域移行することによって今まで部活も体育の授業も同じ道具を使っていたような競技もあるかと思うのですが、移行したことによって、例えば吹奏楽といったところの道具を区別しなければならないことも伺ったのですが。そのところの考え方を教えてください。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 道具についてはその種類によってさまざまありますが、基本的には学校の物品にもよるのですが、例えば考え方としては学校の地域開放に関する備品の中で貸し出しもできますが、ただ、その活動によって新たに必要になる備品は、その団体様によって購入していくだかなければならないものも出てくるかと思いますが、その辺についても地域開放部分、学校としての備品、それから団体の備品といったものをちゃんと分けながら今後も、活動支援ということではないですが、地域活動にかかる部分については一定程度整備していきたいと考えています。

[工藤委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） そういう今まで使っていた子どもたちが使うものなので、そのまま移行しても道具は使えるのかなと僕らは思っていましたけど。そういった障害があると、運営する側としてはきちんと運営していくのかなって疑問を感じるのですが。今までの他の事例とかと同じようにやっているのかどうか、その辺何か情報があれば教えてほしいと思います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 道具については団体、市町村によってさまざまだと思いますが、現在国の方でも検討されていますが、その団体の運営、保護者負担の在り方といったところで国の方でも支援して、市町村も支援する形で持続可能な団体活動ということで、その活動費に注目されて現在検討されていると聞いていますので、活動費であれば道具も考えられるのではないかと思いますので、国の動向を見極めながら安平町としても適切に対応していきたいと考えています。

[工藤委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 道具と言っても先ほど言った吹奏楽の道具なんかは非常に高価だと思いますし、バレーボールとか野球道具とか個人で持つ場合もあるかと思いますが。なかなか困難なものも多いかと思うので、ぜひその辺はよく話し合って決めていっていただきたいと思います。これからの中の動向とか見ながら確認していっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 部活動の地域移行展開は、その活動を持続的な活動を目指す、教員の働き方改革といったところもありますが、安平町においては子どもたちの活動の場を継続するための支援は必要かと思いますので、他の委員さんが言われたところも検討しながらそういう視点の中で支援できるもの、当然あまり過度になると、といったところはあります。

そういう支援を検討していきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 教育魅力化推進業務委託料の2046万円の部分ですが。この中で成果表の中に最終的に事業効果について、教育プランの推進により魅力的なまちづくりに寄与できたということしか書いていないくて、中身が何も、説明もう少し入れないと、この金額に対してこの内容が2行程度で終わるという話ではなくて、こういった中身をもう少し説明をお願いします。

○委員長（鳥越真由美君） すみません。資料のページ数お願いします。

○10番（高山正人君） 155ページです。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） この教育魅力化推進事業については、主に学校教育部分、教育課程支援事業ということで総合的な学習の時間に関する支援、それから社会教育部分で遊育のイベント開催とか、あびらぼの授業、わくわく研究所、A B I R A T a l k sといった形で、これらの総称として安平教育魅力化推進委託しているわけですが。

主に教育課程支援事業がこの事業の中では大きなところですが、ここについては早来学園、追分小・中含めて総合的な学習の時間で150時間ほど、それぞれ学年ありますが、全体で150時間ほどのその総合的な学習の時間を進めるにあたってその授業計画それから授業に当たる資料収集もしくは外部講師の招聘といったところでいろいろ企画・実践をいただいて子どもたちの総合的な学習の時間、探求的な学びとか安平町について知る学習。主だったところですと馬とかメロンの学習といったところの授業計画それから資料収集といったところで総合的な学習の時間を子どもたちにとってより良い支援をしていただいているといった事業となっています。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 説明を受けて、いろいろなことをやっておられる。いろんなことをやって、いろんな評価が得られている。全部良いのかどうかはどこで見ているのかな。子どもたちが良いと思っているのか、親が良いと思っ

ているのか、町の人が良いと思っているのか。こういったところの視点は教育委員会側で言うと自分たちとしては上手くいっているよという言い方をするけども、じゃあ周りの評価についての評価はどういった所ですか。学校内のことなので私ども目にすることがなかなか少ないので、じゃあ皆どう感じているのかなっていうのは非常に大事なことでね。そのところをしっかり毎年どう感じられているかは、どこかでちゃんと見つけて、聞いてくれないといけないのかなと思うのですが。その評価はどうされているのか教えてください。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 今、教育課程支援事業を中心にご説明させていただきましたが、この支援いただいた事業については非常に効果的ですし、子どもたちにとっても良いものと考えていますが。

高山委員がおっしゃった子どもたちにとってどうか、保護者にとってどうかといったところは、その授業にもよりますが非常に楽しんでいただいて意欲的にというところでは好評を得ているとは思いますが、ただ授業の1つですでの、なかなかこの授業が良かったといった声は聞きづらいところでもありますし、保護者にとっても評価しづらいところはあろうかと思います。

社会教育事業サイドで展開している例えばあびらぼ、わくわく研究所といったところは人数的な評価でいうと例えば10名・20名、10名前後。それが多いのか少ないのかという評価もあろうかと思いますが、そこについては教育委員会としては放課後の活動で10名・20名来たということは安平町の規模においては一定程度成果できるものと考えています。

その事業の中身についても、そもそも子どもたちもある程度放課後の授業ですので、希望者が来るということで満足度が高かったり、例えばあびらぼは保護者とお話する機会も設けていますので、その際にはかなり評価はいただいているが。事業者が聞く分ですので、教育委員会としてもかなり効果が高いと考えていますが、その声を一定程度成果いたいでいると思いますが、それに満足することなく今後もいろいろ改善しながら授業展開していきたいと考えています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 只今と同じ部分ですが、昨年度決算比で200万程度、認識の違いでなければ落ちているのかと思うのですが。事業としては適切に今素晴らしい評価があるとおっしゃっていただいたのですが、適切に行われた

のかどうか。減額の要因含め教えていただけたらと思います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 委員おっしゃられるとおり5年度から減額となっていますが、ここについては設計内容の仕様の変更をしています。

主に教育課程支援事業といったところですが、これまで民間事業者からその事業計画とか資料収集、外部講師といった企画、ご提案いただきながら進めてきたところですが、総合的な学習の時間において当然教員それから教育委員会の職員が関わる人たちといったところで、ある程度自走できる部分も出てきましたので、ここについては自走できることとして委託事業から外すという設計内容の変更をさせていただきましたので、その他にもPR事業といった導入に関してはある程度かかりましたが、継続していくという考えであればその導入いただいたPRについて継続していくことであれば、ある程度減額もできるということで、こちらの方で設計内容を検討させていただいた結果、減額になったということです。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） ある程度内容を精査して見直して、自前ができるところは頑張っていくということで努力いただいたと思うのですが。委託料に関しての価格設定が適切かどうか、その判断含めどのように価格設定を決めたのか。おっしゃれる範囲で教えていただけたらと思います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） この委託業務の設定に関しては他の業務と同様に町単価の採用それから見積単価の採用、それらを組み合わせていただいて教育委員会において設計させていただいたものです。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[箱崎委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 箱崎委員。

○8番（箱崎英輔君） 私も同じところで聞かせていただきます。今、社会教育

の部門と学校教育の部門と両方あると伺ったのですが、特に学校教育は追分地区において総合学習は昨年度もそうですが今年度も非常に充実が図られていると思うのですよね。明日も追分小学校の発表会で、発表会が終わった後30分程度子どもたちが発表すると聞いていますので、その辺の必要性をもう少し訴える必要があると思うのですよね。

早来地区においては早来学園という施設から入る教育をやっている。追分地区においては総合学習を軸にやっていくことを、これから多分教育委員会としてはアピールされると思うのですが、その辺の必要性は追分の学校を考える会でもコミスクの中でも、いろいろな場面で必要性を問われていると思いますので、その辺の認識はいかがなものか伺います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） ここ数年と言いますが今後もそうなのですが、総合的な学習の時間を中心に学校と教育委員会と連携しながら、現在で言えば探求的な学びといったところをより充実しながら、子どもたちにとって資質・能力の向上に努めていきたいと考えています。

その上で必要性といった、この授業ばかりではないですが、今年度からではありますが、教育委員会それから学校が実施していることというのはなかなか町内の方々にお知らせする機会は少なかったかなというのは反省していますので、そういう広報活動、広報紙も配布させていただいているが、学校におけるそういうものもそうでしょうけども、やっていることをまずお知らせし、その効果だったりまたはいろんな方の意見といったものを取り入れながら、より充実したものに進んでいきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ130、131ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ132、133ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ134、135ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ136、137ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ138、139ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ140、141ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ142、143ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ144、145ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ146、147ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ148、149ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ150、151ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ152、153ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） それでは、答弁保留がありますので暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（鳥越真由美君） 答弁保留の部分をお願いします。

[岡総務担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 先ほど三浦委員の方から町内のAEDの設置の施設数を求められています。ちょっと重複している施設もあります。例えば道の駅などの大きな施設などは2台設置しているところもあって、個数で申し上げると町内に25のAEDを設置しています。もともとAEDの適正配置に関するガイドラインが国の方で定めたものがありまして、それに基づいていきますと、まず心停止の発生頻度の高いイベントとか場所といったところに配置しましょうとか大規模な、お客様が大量に集まる場所に設置する。あと学校等の運動のハイリスクの場所にも設置しましょうといったガイドラインに基づいて町では設置をしていまして。町内で言いますと各学校、道の駅等大規模集会施設とか温浴施設ぬくもりセンター、高齢者のみが住まわれている町有施設であるぽっぽ苑、はーと苑に対して設置をしている。全体で25個のAEDを設置しているものです。

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員、よろしいですか。他に大丈夫ですね。

なければ歳出の質疑を終わり、歳入に入ります。8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 8ページの不納欠損と未済の人数とその理由、要因について伺います。町民税に関して。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 答弁に移ります前に決算資料に誤りがありましたことお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

個人住民税の不納欠損の人数と額ということですね。不納欠損の額26万3000円ですが、人数は8名、収入未済額に関しては75名となっています。

○委員長（鳥越真由美君） もう一つ要因も。わかる範囲で。わからなければわからないで。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 不納欠損の要因ですが、生活困窮ということで8名を不納欠損しています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） そちら兼ねてからお伺いして分納などのご相談も受けているといったところだったのですが、ただ納付させるだけの対応になつていなかどうか、その辺含め今社会情勢も変わってきていている部分もありますので、どのように寄り添った対応をされているか伺います。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 今年1月22日の総務省の事務連絡をそのまま読ませていただくのですが、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で地方税法では滞納処分をすることによってその生活を著しく困窮させる恐れがある時はその執行を停止することができるとされていることを踏まえ、各地方団体においては滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行を努めていただきたいこと、という通知が来ています。

これに基づいて生活困窮の方一定程度いる、生活保護基準に近い方はある程度いるのは従来どおり把握していますので、その方に関しては差し押さえとか厳しい取り立ては難しいかなという認識です。

[田中副町長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。只今戸籍税務担当課長が言いましたが、この他に安平町町税等滞納整理対策本部会議を定めていまして、それぞれ個別の部分でどういう形で滞納しているのか。それらに含めた中で水道等、税というものは水道等の料金を徴収している課を集めて対策本部を開いているところです。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） では強制的に全部という形ではないという通知が出たということで安心しました。
- 次、固定資産税と軽自動車税の部分の要因と件数など、お知らせいただけたらと思います。
- 委員長（鳥越真由美君） 不納欠損の部分でいいですね。
- 7番（三浦恵美子君） 不納と未済。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） まず固定資産税ですが、不納欠損額は39名336万ということで、収入未済に関しては法人9名、個人67名となっています。
- 続きまして軽自動車税ですが、不納欠損は台数で30台となっていまして、収入未済額は台数でいくと38台となっています。
- 委員長（鳥越真由美君） 要因も一緒にお願いします。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） はい、固定資産税ですが同じように財産無しが5名、生活困窮が25名、居所不明が9名です。軽自動車税に関しては生活困窮で30台不納欠損しています。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 税の徴収に関しては先ほどご説明いただいたとおりに、同じようにやっているかと思うのですが。この居所不明は仕方ないと言えば仕方ないのでしょうけど、軽自動車税の部分は生活困窮ですが、以前は廃車手続きをお勧めしているけれどもなかなか難しい部分があるっておっしゃっていたのですが。そこら辺もしっかり止めたりできたケースがあったか。その辺について、どう進めていらっしゃるか伺います。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 廃車手続きの関係ですが、廃車手続き軽自動車税、室蘭ナンバーと安平町ナンバーがあるのですが、安平町ナンバーに関しては私どもの方でもし廃車しているということであれば把握できるのですが、室蘭ナンバーだと手続きは軽自動車協会となります。あくまで軽自動

車協会の台帳に基づいて私どもは廃車をすることとして、指導はしているのですが、そこには至らないケースが多い実態があります。

○委員長（鳥越真由美君） それでは次に移ります。10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 14ページの15款1項1目の総務使用料の収入未済額、5940円が令和4年からずっと残り続けているのですけど、内容は何だったか伺います。

[池田情報担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君） これは令和4年度まで町の方で実施していました町営のインターネット、あびらネットがありましたが、これの未納分、ひと月分となっています。令和4年度事業が終了してから一般のフレッツ光等に移行されたのですが、最後のひと月分がこの方未納となっていまして。この方転出していまして定期的に郵便や電話等で催促しているのですが納入までに至っていない現状になっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） こちらは何年かしたら消失してしまうのか、それともずっと残って追い続けるのか。その辺について伺います。

[池田情報担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君）　電話等で話した時には電話も通じまして、すぐにお支払いしますというお話が毎回ですので。納付書等も随時送っていますので、根気よく納入に向けて我々としては動いていきたいと思っています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君）　三浦委員。

○7番（三浦恵美子君）　ということは、債権が消失するということはないということでしょうか。

[池田情報担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君）　情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君）　その前に納入してもらいたいということで進めたいと我々としては考えています。

○委員長（鳥越真由美君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君）　なければ16、17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君）　なければ18、19ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君）　なければ20、21ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君）　なければ22、23ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君）　なければ24、25ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ26、27ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ28、29ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 28ページの上から2行目、土地建物貸付収入の部分の職員住宅貸付収入ですが、何戸使えるようになっていて何世帯がお住まいか伺います。

[伊藤施設担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 職員住宅ですが、管理戸数は14戸あります。そのうち貸付戸数が現在6戸となっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） そこそこ空いてらっしゃると思うのですけれども。新しく来られた職員、例えば地方から来られた方とかもここを活用してぜひ安平町に定住して住むことが要件になっていると思うのですが、住んでいただけたらと思うのですが。過去4、5年の採用の中で、こういうものも活用し町内に住んでらっしゃる方がどれぐらいいらっしゃるか。その辺についてもわかる範囲で構ないので伺います。

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員、どういうところに今住んでいるかと聞いているのですか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 過去4、5年に採用された職員の若い方とかが多分この職員住宅も老朽化も進んできてらっしゃるので、管理とかも大変になってきていると思うのですが。若い方も使っていただけているのか、過去4、5年採用の方はどれくらい定住しているのかということを伺いたかったのです

が。

[岡総務担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 定住というのが、理解ができないところですが。

まず職員についても新規で採用した場合には低家賃で職員住宅がありますよと。あと町内の住宅、民間アパートはこういうのがありますよというのを当然斡旋させていただいて、その中でそれぞれの新規職員はご自分で契約されていくわけですが。

ご懸念ある若い職員なので新しいアパート、それは親御さんもそうかと思いますが、できればそういう綺麗なところに住んでほしいということから民間のアパートを選ぶ方が多く増えてきているのは事実かなと思います。

ただ一方で夫婦世帯の方で職員住宅にそのまま入られて、その後家をどういうふうに建てるとか考えていきながら、現在は職員住宅の方で住まわれている方も実際にいらっしゃいますので。そういうバランスで今の段階はいるかなと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ30、31ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ32、33ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ34、35ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ36、37ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので、それでは以上で歳入の質疑を終わ

り総括的な質疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 何点かに分けて伺います。

まず1点目。令和6年度ベースで経常収支余剰金がいくら出たかを伺います。

2点目。令和6年度決算の結果、後期財政計画と比較してどのように分析しているかを伺いたいのですが。例えば基金残高の推移とか歳入歳出の額、各指標など計画とズレている項目を、どのように精査して軌道修正していくかを伺いたいのが2点目。

3点目ですが、創業等支援事業補助金、地域ブランド化推進支援事業助成金、チャレンジショップ事業、故郷產品開発推奨事業等の事業で、一事業者が受け取れる上限額の設定や、重複して受け取れることの制限をして設定して補助金などを出しているかどうか、その点について以上3点伺います。

○委員長（鳥越真由美君） まず経常収支について1番目の。

(理事者側協議)

○委員長（鳥越真由美君） では先に令和6年度、あ、もうこれも同じですね。

じゃあ経常収支とできれば、

○企画財政担当課長（木林一雄君） 経常収支ですか。

○7番（三浦恵美子君） 経常収支の余剰金がいくらか。

○委員長（鳥越真由美君） 経常収支の余剰金と、それから令和6年度の収支が後期計画との整合性ですよね。1番、2番。

[木林企画財政担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 言葉がまだよく理解できていなくて申し訳ございません。基金繰入といったものを差し引いた翌年度に繰り越す額ではない。

○7番（三浦恵美子君） ではない。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 積み立てとか諸々差し引いたものでいいですかね。実質単年度収支でよろしいですかね。そうでもないですか。

○委員長（鳥越真由美君） 課長、一回座っていただいてよろしいですか。

○企画財政担当課長（木林一雄君） はい。すみません。

○委員長（鳥越真由美君） ちょっと三浦委員の質問が、もう少し整理して。多

岐にわたっているので、ここで1時まで休憩にすることにします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○委員長（鳥越真由美君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

答弁保留となっていました三浦委員の総括的な質疑の答弁をお願いします。

[木林企画財政担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 総括的質疑の三浦委員のご質問、1点目の令和6年度経常収支余剰金いわゆる種錢の関係の決算ですが、大変申し訳ありません、資料を探したのですが見つけることができませんでしたので、有るか無いか含めて、有りましたら後日ということでお許しを願えないかと存じています。

2つ目、後期財政計画との誤差、どう軌道修正するかという部分です。中期財政計画の方ですが、令和5年度から令和8年度の計画期間となっています。予算の総額でいくと令和6年度歳入でいくと86億という計画だったのですが、決算では99億ということです。町民センター等大型事業の関係で膨れているのかなと考えています。あと歳出は86億の計画に対して98億という決算です。要因は町民センターそれから物件費といったものの増加で予算総額が膨れ上がっているのではないかと理解しています。

基金の残高の見通しです。令和6年度の計画は、大きい数字で申し訳ありませんが29億6000万という計画です。それが決算では45億ということで基金の方は多く積まさっている状況です。計画の1.5倍です。内訳が必要でしたら後ほど申し上げます。

町債、借金の部分ですが、令和6年度の計画では78億です。決算においても78億ということで、町債はほぼ同額の数字となっています。

財政力指数ですが、計画では令和6年度計画では0.460という指標でした。それに対して実績は0.435でやや低いのですが、これは1に近いほど財政力があるということになりますので、計画に対してはやや低い状況です。

経常収支比率は計画91%に対して実績が83.1%。こちらは高いと財政の硬直化ということになりますので、ここはやや低いような状況になっています。

実質公債費比率3か年平均ですが、こちらは11.0%に対し11.4%の実績で

す。

将来負担比率ですが、計画では82.3だったのですが、実績は27.9ということで、ここは大幅に低い状況になっています。一応比較した際の誤差についてはこのような状況です。

それでこれをどう軌道修正するかですが、借金それから貯金ともに計画額を大幅に下回ると。悪い状況ではないのですが、借金は少なく貯金は多くを目指しながら、これから財政の予算の編成に当たってはそのようなところを意識しながら予算編成に臨んでまいりたいと考えています。

その軌道修正するタイミングは当初予算を組む段階と、繰越金が出たところで微調整をするのかなと考えています。

あと1番目の質問の種類の傾向ですが、震災前でいくと大体2億前後ぐらいで経常的経費の歳入と歳出を差し引いた差が2億ぐらいで、それを投資の事業に回していたのですが、震災以降、復旧復興事業とか最近でいくと人件費、物件費の高騰でその過去2億あったものが数千万単位でしか今はないのではないかということで、引き継ぎでは直近でいくと令和7年も非常にここ苦しんだということで引き続きを受けていますので、経常経費の方も極力省けるものは省くことを前提に予算編成に臨んでいきたいと考えています。私からは以上です。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 午前中の三浦委員のご質問でチャレンジショップ事業補助金、創業支援補助金、ブランド化補助金。これらを同一年度に1人の方が受ける場合に上限は設けているのかといった趣旨のご質問だったと思うのですが。

まず、これら創業していく中で皆さん活用されているケースが多い補助金ですが、まず創業していく流れをご説明しますと、チャレンジショップを経由して創業していく場合、チャレンジショップを経由しないで、いきなり創業支援補助金を使って創業していく場合があると思うのですが、ここではチャレンジショップを活用した流れでご説明しますと、まずチャレンジショップで自分が考えている事業を試してみると。そこで自分が作っている商品がお客様にとってどういう反応があるのか、そういったニーズ調査をして商品開発に取り組んで、それが生業として成り立つかどうかを創業塾やなんかで勉強しながら学んでいただいて、自分でこれはいけると判断をした時に創業支援補助金を活用して創業していく流れになっています。

チャレンジショップに関しては基本1年ずつで最大2年間ですが、その2年間入居して生業でやっていくとしたら間を開けずに皆さん進めていきたいと考えると思うのですが、そうなると2年間チャレンジショップにいて3年

目に創業するとなるとチャレンジショップの2年目に創業支援補助金を活用して創業していく流れ、さらにはそれが1年間のチャレンジショップの入居で次の年から創業していく流れといったことも考えられると思います。そうなった時には1年度でチャレンジショップに入居する際の補助金を活用し、さらに商品開発の補助金も活用し、そして創業支援補助金を活用し創業していくという流れも考えられますので、一人あたりの上限は設けているかというと現在は設けていません。ただ、チャレンジショップの補助金と創業支援補助金は一人あたり1回だけになっています。そしてブランド化補助金については開発と創業するにあたって商品開発する人もいれば、その後もいろいろな商品を開発していくケースも考えられますので、ブランド化補助に関しては複数回受ける方もいらっしゃいます。ただし、予算も限られていますから多くの申請があった場合には優先順位は下がることになっています。

三浦委員からもご意見いただきましたし、ページごとの審議の中でも3つの補助金に関してはいろいろご意見をいただいた認識をしています。いずれも公費を使う補助金になっていますので、今まで補助金の制度のリニューアルを重ねながらより良い制度となるように努めているので、今後も皆さんのご意見を聞きながらより良い制度となっていくようにマイナーチェンジを重ねていきたいと考えています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目の経常経費の圧縮を頑張っていきますと、数千万程度しかないので投資的事業に回しづらくなってきているとお話があったのですが。経常経費ってなかなか圧縮が難しいなというところで、そこで懸念されるのが圧縮して欲しくない経費とかたくさんあると思う、扶助費とかそういうところはしっかり守りつつ、どう財政をしっかり回していくかが気になるので、その辺についてのお考えを伺いたいのが1点。

あと2点目。傾向、どのようにズレが生じてきたかがわかりました。やや低い部分とか実質公債費の比率の部分は気になるのですが、そこら辺含め数字を見て変えていってくれるかなと思うのですが、1点目の質問とつながってくるこの経常収支のところも若干好転したという数字になるのですが、75%以上だと弾力性を失う数値となりますので、ここも注視していただけたらと思って、そこら辺に含めどうお考えかというのが2点目。

あと3点目ですが、流れとかその点含めよくご説明いただきわかったのですが。私たちの意見も考慮していろいろ検討、リニューアルしていきたいとお考えいただいたのですが。お聞きしたいのが、例えば創業等支援とチャレンジショップはお一人1回と教えていただいたのですが、例えばチャレンジして1回、この事業は駄目だったんですが同じ方が違うことを始めてそれで

また受けられるということがあるかないか。そこら辺も気になったのですけども。

あとはこれも要望で、2年連続受け取るのは制限しますとか、年度内で上限額を設定するとか、事業数を制御でもないけどそういうのをするとか、具体的にはあれですけど少しそういうのを設けることによってより多くの方がこの補助金を受け取って安平町の経済を循環していく仕組みができればと思うので、そういうふうにお考えを今後していただけたらと思いますが、その点についていかがですか。

[木林企画財政担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 1点目・2点目重なる部分がありますので合わせてご説明申し上げます。

経常経費の圧縮については前課長からも一度圧縮していく非常にこれ以上削るところはないぐらいだとお話を伺っています。ただ本当にそこがないのかどうかは、もう一度違う視点からも見てみたいと思っています。

ただ、その際には町民の皆さんに直接影響のある、先ほど言われた扶助費といったところまでを極端に圧縮するようなことまでは私担当としては考えていません。そういうたとえをどう圧縮するかというところでいきますと前にお話がありましたら公共施設の統廃合も一つの手法かなと考えています。ただ、その際には町民の皆様に理解を得た上でそういったことに手を付けていかざるを得ませんし、経常経費、支出の圧縮ばかりではなくて、あまり申し上げたくないのですが、町民の皆様の負担も一定程度料金の値上げといったことも考えていかなければ駄目な時代に来てていますので、そういうたとえをトータル的に考えて投資に回せるお金を捻出していければと考えています。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 創業支援補助金とチャレンジショップ事業補助金。

これは1人1回が、一度それで創業して1回畳んでまた創業する際に活用できるのかという部分ですが。私、先ほど1人1回ということを申し上げたのですが、基本的には今の制度上は特にそこまでは明記されていません。ただ、この創業支援補助は活用するに当たって5年間商工会の会員になって営業を続けなければいけないという要件があります。今のところは要件としてはそこまでなのですが、先ほど私が申し上げたように公費を投入していくわけですから公平性の観点から一度限りであろうというのが原則だと思っています

が、ただ、明記されていないところがあるのでそこは課題と認識しています。

あとはブランド化補助でしょうか。2年続けて活用した場合に制限を設けた方がいいのではないかといったご質問だったと思うのですが、制度のスタートが恐らく10年ぐらい前に遡ると思うのですが、当時道の駅の建設に当たって商品開発の機運を高めていきましょうという趣旨もあってこの制度を作ったと認識しています。当時は必ずしも商品ができあがらなくても、チャレンジしていくものに対しても助成金を交付していた時もありました。その後道の駅ができて、いろいろな申請を受けていく中で一定程度きちんとした商品ができて、それらが販売されていくものに対して補助していった方がいいのではないかということでリニューアルをかけてマイナーチェンジをして今の制度が出来上がっています。町としても多くの特産品ができた方がいいと思っていますから積極的に商品開発に取り組んでいく方に対して制限をかけていくことはしたくはないのですが、おっしゃるように何らかの複数回受けいらっしゃる方もいらっしゃるので、そういう方に対しては今のところは優先順位が、多くの申請があった場合には優先順位が下がるということで現在進めていますので、そこは申請の状況によって変わってくるかなと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質問。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 全体的な決算の動きの中で。今年初めて主要施策の成果表等を説明資料をいただくようになって、これは近隣町村のやり方がこうだからこれでどうだろうというお話で進めていただいた経緯はあるのですが、結果的にこれいろいろ見ていくと難しいなって。改善してほしい部分が若干あります。区分けがよく私ども今回やってみて難しさを感じるところがあったかなと。でも資料としては非常に、データとしてはいいのかなと思っているのですが、跨いた時に非常に分かれているので、ページ数とすると前が先の方にあったり後ろ側の方にあったりと合作しないとならないところの、私どもとしては見にくいというかわかりにくく、理解しにくい部分があるので多少この辺については改善していただければより一層わかりやすくできるんじゃないかなと考えますので、その辺についてお願いするのですがいかがですか。

[木林企画財政担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 昨日から本日にかけての地域おこし協力隊の助成金の関係が2つに分かれて見づらかったということで。そこは昨日委員さんからそのようなお声をたくさんいただきましたので改善の方向では考えたいのですが、もともと予算の方は事業ごとに整理をしていて決算の方はそれをまとめて表示しているのですから。どちらかに寄せると、例えば予算に合わせると今回のようなことになりますし、決算に合わせると今度予算と比較した時にわかりにくいということが発生しますので、トータル的に事業ごとにまとめられないものか、まとめられない時にはこの決算みたいにひとまとめにするやり方でどうなのか、そこも合わせて考えさせていただければと思います。すぐできるかは別として、考えることはすぐできると思います。そのようなことで対応したいと思います。

○委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質問はありませんか。

[工藤委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 質問場所が無かったので、ここで確認させていただきたいと思いますけど。教育委員会関係になると思いますが、この物価高の中で児童の宿泊研修とか修学旅行などにかかる費用が保護者にとって結構負担が大きくなってきてているように耳に届きますので。質問ですが、学校側も近年非常に交通費とか宿泊費とか高騰によって従来どおりの計画が非常に難しくなっているんじゃないかなと思います。その中で実情を伺いたいのと、旅費負担できなくて旅行行けないといった家庭があるのか。また、就学援助対象の方もいらっしゃると思いますが、それ以外の方で旅行に行けないとか非常に困っているということがあれば、その辺わかる範囲で教えていただければと思います。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 修学旅行等に関わる費用の件ですが、委員からありましたとおり近年特にバスの借上料が高騰していまして、その行程等に苦慮しているところがあります。

また、近隣と比べると割と安平町いろんなところ行っていたこともあって費用負担単価で考えると若干高めで、これはずっと継続してきたのですが、そういう傾向もありました。

これらのことからまず、そもそも例えばですが今JRで行くことを検討したり、まだここは具体的にはなっていないですがスクールバス登校・下校に

関係のない時間で運行できるのであれば利用できないかといったところもあります。ただ少子化もあって、どうしても一定程度バス借り上げするためには一定金額はかかってしまうので、それが児童数・生徒数が少ないとなるとそれぞれの世帯の負担も上がってしまうこともありますので、先ほどもちょっとお話しましたが、その行程の見直しも含めて学校で検討していただいているところと、合同で行くことも一つはあるのですが、ただそれはそれでいろいろ時間といった問題もありますので、さまざまなことを検討しながら現在学校含めてまだ検討しています。

あと経済的な状況で行けない方ですが、この辺についても委員おっしゃられた就学援助については負担支援させていただいていて、基本的には経済的な理由で行けていない方はいないと押さえているのですが、ただ就学援助対象外の方、ギリギリ対象にならなかった方と言いますか、そういう経済状況の方は負担は重いと思いますので、まずは各家庭の負担を減らせるような対策等取れないかと現在検討しているところです。

[工藤委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） いつも例えば修学旅行だと前年度計画したところを基準ベースにすると費用が物価高騰で上がるのかなと思いますが、そういったときに金額をベースにするのか、今まで行った行程をベースにして検討していくのか、どんなふうに考えていくのか教えてください。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） これまで今まで行ったところをベースに検討してきたのがこれまでかと思いますが、委員からご指摘あったとおりその費用が上がってきていることで、行き先についても検討しなければいけない状況ではあると認識しています。

[工藤委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 家庭の事情で教育機会が失われたりすることがないのが一番だと思いますので。そういった子どもを一人でも出さないよう工夫してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 学校教育担当次長。
- 学校教育担当次長（佐々木英生君） そのように取り組んでまいりたいと考えています。
- 委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質問ありませんか。

[米川委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） ふるさと納税について伺いたいのですが。5年度よりも6年度の方が納税額が少なくなっていると思うのですが、その要因は何だと考えているのかということと、それから今回の決算の中で初めて返礼品があびじんという名前の返礼品が、その商品の名前すら知らなかつたものですから現在返礼品はどういう品物なのかということと、それから新商品に変えた返礼品を新商品に変えた理由は何なのかということと、それから納税額が減れば当然経費も少なくなっているだろうと思いますが、その経費はどれぐらいなのかということと、地元民が他の市町に納税して減税措置を受けている金額はどれぐらいなのかをお尋ねしたいと思います。

[村上総合支所長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。
- 総合支所長（村上純一君） 答弁漏れがあればご指摘ください。ふるさと納税の歳入が減った要因ですが、令和5年10月に総務省の制度のルールが厳格化して、それ以降返礼品に対する寄付額が増えて、言い方悪いですが割高感が出たということで、それ以降寄付件数が減ってきています。令和5年度に関してはその影響が半年間でしたが令和6年度はその影響は1年間ありましたのでその分減っているだろうということと、あとは令和5年度に寄付のみの大口の寄付もあったのですが、それが令和6年度はその寄付が入ってこなかったという2つの要因が明確となった大きな要因となっています。歳出の方で受付サイトの運用委託料とか返礼品の料金といったものが歳出で出てくるのですが、歳入と寄付に対して何%といったシステム利用料になっていますので、歳入が減れば当然歳出も減っているということで6年度決算は歳出の方も減っています。

それから先ほどふるさと納税の返礼品の関係のご質問があったと思うのですが、やはり返礼品の中で一番人気があるのは当町ではチーズの商品それからメロン、トウモロコシというのが常に上位に来ています。あとは常にいろいろな新しい返礼品を用意して皆様にPRしていくことが寄付の増につなが

っていくこともありますので、そこは常に新たな商品を開発しているという状況になっています。

以上だと思うのですが、何か答弁漏れあったのでしょうか。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） ふるさと納税の影響額、安平町民の方が他の町に寄付した額ですが。令和6年度実績でいくと275名いまして寄付金額は2725万450円。控除額にして1167万1959円が控除されることになります。

[米川委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） これは収入として大変おいしい収入と私は考えているのですが。今後ふるさと納税をたくさんしていただけるような努力は必要ではないかと思っていますし、それは職員の皆さんも認識して取り組んでいくんだろうと思うのですが。そうしていただくために何が必要なのか、どういうことが大事なのかを考えいらっしゃることがあれば教えてください。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 魅力ある商品の開発と、それらを返礼品として登録していくことが重要ですし。主にふるさと納税をしていただく方が首都圏にいらっしゃる方たちですので、そういった方たちに訴求するような広告とかP Rが大事だと考えています。

[及川町長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 昨日のやりとりでもお話が出た、まさしく安平町 자체が合併して20年目にあたって安平町を知らない方が道内はもとより道外は圧倒的に多いので、ブランディング事業ということでアビライクの話も昨日しましたけれども、そういったイメージアップによってチーズだったりワインも来年から商品に加わっていくだろうと思いますので、そういったことで魅力発信も重ねていくことによって主力品であるチーズだけでなく新しいワインだったり、6年度から今新しくやっている役務の提供ということでゴルフ場での利用をされるお客様に対してのクーポン事業、クーポン券の発行もこ

れも結構好評だと聞いていますので、安平町がゴルフも盛んにできる場所であるので、地域の魅力また財産というものを最大限に活用しながら情報発信していければと思っています。

[米川委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 昨今お米騒動の中で、お米をふるさと納税の返礼品にして納税額が増えたことも報道にありましたので。そういったことを考えたら今町長の答弁いただきましたが、まだ安平町の魅力を発信していく余地はあるのではないかと考えています。

それで納税していただいた金額はどういう事業に使われたのか、最後にこれをお聞きしたいと思います。

[村上総合支所長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 令和6年度でいきますと、ふるさと納税寄付金額が4億8657万4237円で、そのうち手数料とかお礼品代金、委託料の支払いが2億3559万9814円。その他で6年度の事業に充当したものと基金に積み立てたものがありまして、事業に充当したものが1億2862万8325円で5つ事業があるのですが観光プロモーション事業、ふるさと納税推進事業、遠浅駅前公営住宅改修、町民センター施設改修、教育スポーツ文化振興補助金。これらの事業に充当していまして、残った1億2234万6098円が各種基金に積み立てした額となっています。

○委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければここで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し、反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認めます。

それでは直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め、採決します。本委員会に付託された認定第1号 令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定については審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと求めます。したがって認定第1号は審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第2号

○委員長（鳥越真由美君） 続いて本委員会に付託された認定第2号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 令和6年度の国民健康保険事業特別会計、歳入歳出決算の概要についてご説明します。179ページをお開き下さい。

歳入合計8億3274万7335円、歳出合計8億2283万9112円、歳入歳出差引残額990万8223円で、同額を翌年度繰越額としています。この会計は保険税と保険基盤安定繰入金を北海道へ納付する事が主なもので、その他保険給付費や特定健診事業の歳出に伴う交付金の予算となります。

それでは歳入をご説明します。事項別明細書183ページをお開きください。1款国民健康保険税1項1目1節から3節現年課税分の収入済額は1億9820万4138円で徴収率は96.47%、4節から6節の滞納繰越分の収入済額は475万4500円で徴収率は16.44%となっております。2目退職被保険者等国民健康保険税は、実績なしとなっております。

続いて184ページにわたる2款国庫支出金1項1目出産育児一時金臨時補助基金は、令和5年度の时限的な補助金となっていたため実績はありませんでした。

3款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、療養給付費分の交付金となります。2節特別交付金につきましては、医療費削減対策や

特定健診に係る負担金となります。

185ページにわたる4款繰入金1項1目一般会計繰入金、1節2節は保険税軽減に対する繰入金で、3節から6節までは国保制度に基づき町が負担する割合分の繰入れとなります。7節その他一般会計繰入金については、福祉医療費の減免分の繰入として重度医療等に対する独自減免の補填分で、8節産前産後保険税繰入金は4名分の繰入れとなっております。

5款繰越金は前年度繰越金。

186ページにわたる6款諸収入は、保険税の延滞金及び第三者納付金、国保資格喪失に伴う返納金となります。

次に歳出の主な内容についてご説明します。187ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費につきましては、8節旅費から13節使用料及び賃借料までは参考図書の購入及び電算処理業務などが主なものとなります。188ページにわたる2目連合会負担金は、広域化に伴う各運用負担金の財源となります。2項1目賦課徴収費は、保険税徴収に係る経費となります。3項1目運営協議会費につきましては、国保運営協議会の開催に係る経費となります。

190ページにわたる2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の決算額は4億6226万7390円で、前年度の決算額4億9414万6028円と比較し3187万8638円の減額となっております。2目一般被保険者療養費から2項高額療養費までは療養費等の支出となります。4項1目出産育児一時金は4件分の実績となっております。190ページにわたる5項1目葬祭費は16件分の実績となっております。

191ページにわたる3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分から3項介護納付金分までは北海道から提示された納付額について国保税等を財源として北海道へ納付するものとなります。

4款共同事業拠出金及び5款財政安定化基金拠出金については実績がありませんでした。

6款保険事業費1項1目保健衛生普及費12節委託料の脳ドック業務委託料は18件分、動脈硬化予防健診業務委託料は4件分の実績となっております。192ページにわたる2目特定健康診査等事業費、1節報酬は栄養士の報酬として11節役務費は特定健診データ管理システムの回線使用料及び受診勧奨等の郵送料として、12節委託料の健康診査業務委託料は実施機関の委託料となります。

193ページにわたる7款諸支出金1項5目償還金は、特定健康診査等負担金及びマイナンバーシステム整備に係る過年度還付金となります。2項1目一般会計繰出金は国保加入者に係るインフルエンザ予防接種経費と肺炎球菌予防接種経費を一般会計に繰出すものです。

8款予備費は葬祭費等の支出として充用しております。

9款基金積立金は歳計剩余金を基金に積立てるための支出額となります。

最後に基金についてですが、財産に関する調書195ページ、続く基金の運用状況に関する調書196ページに記載のとおり、2億8331万8191円が令和6年度末現在高となっています。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

本会計は歳出からページごとに質疑を行います。決算書187ページをお開きください。187、188ページについて質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 188ページの3項1目報酬の国民健康保険運営協議会委員の関係ですが。その委員会を開催した時にどのようなご意見が出たか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 運営協議会費については令和7年2月26日を開催しています。内容については予算の概要を説明させていただき、制度については主な変更は無かったという部分を説明しています。予算案については特段異論が無かったということで回答を得ています。

また、保険料の統一についての内容とスケジュールを予定している部分と特定健診の概要についてもご説明させていただき、国保の状況の認識を共有していることです。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ189、190ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ191、192ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 192ページの真ん中ら辺にある19節扶助費の特定健診助成の、こちら令和3年度から実績が無しながら、こちら助成内容を含め実績ゼロの理由を伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 健診を事情によって町で行っている健診、病院健診だったりバス健診だったりセンター健診ということでやっているのですが、どうしてもこの日程とも全て合わなくて違う健診会場で受けたいという方がいらっしゃった時に助成している部分になります。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君）

○7番（三浦恵美子君） そちら全部実費負担するということでおろしいですか。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 健診項目等ありますので、全て利用者様が求めるもの全てということはできないのですが、決められた健診については助成するということです。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ193ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ歳入に戻ります。183、184ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 183ページの1款国民健康保険税の収入未済額が増額傾向ですが、どういう傾向で増額になっているか、件数も含め伺います。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 収入未済額ですが、人数的には67名となっています。国保に加入される方は基本的に一般事業者の方、また75歳以下の方で社会保険に入っていない方となるかと思います。
- いろいろ事情はあると思いますが、近年増えているなど実感しているのが体調を崩されて会社を辞めて国保に入られたということで、収入が会社を辞めて働けないということですので、そういう部分でなかなか納入が厳しいという認識です。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） そういう方々に対してはどうにか対処する方法があるのかないのか。百条減免もそこら辺は該当しないと前に伺ったものですから。その点について、例えば税の設定が高いのか低いのか。広域化に向けて準備されているということなのでなかなか難しいかも知れないですが、そこら辺含めどのように分析されているか伺います。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） そういう方々のフォローですが、まず会社を辞められた方に関して、非自発的というかリストラみたいな感じで辞めた方に関しては所得の3割まで減額する措置があります。ただ、そういう措置を受けたとしてもなかなか納入に至っていないところがあります。あとどういったことでしたか。
- 7番（三浦恵美子君） 税の設定。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 税の設定。税率が高いかどうかは、その判断について、是非については私から申し上げる立場ではないと思っているのですが、今後先ほど阿部課長からもありましたとおり令和12年国保税統一化に向けて制度が変わっていくことですが、今のところ令和8年度は資産税の廃止が国で決まっていまして、そこに向けてなるべく町民の皆さんへの負担を増やさない方向で検討しています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 183でお願いします。こちらは単純な質問で申し訳ないですが。2目退職被保険者等国民健康保険税、被保険者は確かもういないかなと思ったのですが。去年は例えば収入済額があって一昨年はゼロで今年もゼロという収入があったり、なかつたりを繰り返しているのですが。この部分の仕組みがどうなっているのか、その辺伺えたらと思います。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 委員おっしゃるとおり退職保険制度ですが、平成26年で終わっています。終わった残りがまだ一部入ったり入らなかったりで残っているということです。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では過去の収入未済が入ったり、入らなかつたりということでしょうか。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） はい。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。はい。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[三浦委員挙手]

○7番（三浦恵美子君） 184ページの3款1項1目の保険給付費等交付金の2節保険給付費等交付金の保険者努力支援分。こちら何年かお伺いしているのですが、今年度に至っては前年度決算比で増額した要因をどのようにになっているか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 努力支援交付金ですが、一部健診の法律の改正があつて40歳未満は特定健診の対象外だったのですが、そこが入ってきて特定健診を40歳以下でもやっているのと、A Iを使った受診勧奨をやっていまして、そこの事業費が入っている部分です。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） そこら辺でA I受診勧奨をやってみて受診率に影響があったか、なかつたか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 受診率ですが、令和5年度の特定健康診査の受診率が38%で、令和6年度は44.7%となり6ポイントぐらい上がっています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ185、186ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 先ほど少し話が出たかと思うのですが、令和8年度に課税方式を4方式から3方式に移行するというシミュレーションをやっているとお伺いしているのですが、その内容について現在どうなっているのか。道との交渉もどうなっているか、その点について伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 課税方式の見直しで令和8年度の実施に向けて現在準備を進めているところです。ただ、合わせて子育て支援金制度の創設の部分が出てきまして、こちらも保険税の見直しを令和8年度で行う予定となっていまして、現在合わせてシミュレーションしているところです。

令和8年の1月中には運営協議会を国保の運営協議会を開催させていただいて、同じく1月中に議員全員協議会の方でも説明させていただいた上で3月の議会に上程するスケジュールで今動いています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） そのシミュレーションしている中で今でも国保税が高いと感じてらっしゃる方、先ほども生活困窮でなかなか納税できない方も増えてきている傾向が見られている中で、それが移行していくことによって保険税がどうなっていくか。その点について、どのようにシミュレーションされているか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 4方式から3方式に変えた部分で、まずそこは基金がありますので保険料が上がらない形でシミュレーションしているのと、今回支援金制度の上乗せがあるのですが、そこを令和12年度までは基金を活用して保険料が上がらないようにすることが今現在できるのではないかと考えています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では12年度までは上がらないように抑制できるということなのですが、その後についてはこれから検討になると思うのですが、なるべく高くならないように皆さんに医療を受けていただけるようにその方もご検討いただきますようお願いします。

○委員長（鳥越真由美君） 答弁は。

○7番（三浦恵美子君） できればお考えを伺えたらと思います。

○委員長（鳥越真由美君） 答弁をお願いします。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 国保制度は平成30年度の制度改正で北海道が保険者となって安平町が集めた保険税と基盤安定負担金を合わせて北海道に納付し、北海道はその納付金を原資に給付に必要な費用の全額を払うということで安定した財政運営が国保はできているということです。基本的には都道府県化が令和12年度は保険料が統一されるということですので、そこに向かって安平町としては準備を滞りなく行っていくことです。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければこれで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認めます。
それでは直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第2号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。したがって認定第2号は審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第3号

○委員長（鳥越真由美君） 続いて、本委員会に付託された認定第3号 令和6

年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 令和6年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。197ページをお開き下さい。

歳入合計1億6178万1778円、歳出合計1億6087万4978円、歳入歳出差引残額90万6800円で同額を翌年度繰越額としております。この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付することが主なもので、その他事務費等の歳出に伴う交付金の予算となります。

はじめに歳入をご説明します。事項別明細書201ページをお開き下さい。

1款後期高齢者医療保険料1項1目1節現年分では収入済額1億1971万300円で徴収率99.91%、2節滞納繰越分は収入済額12万5156円で収納率26.2%となっております。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金1節事務費繰入金は、歳出1款の一般管理費事務費に係る費用として繰り入れ、2節保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分を北海道負担分と町負担分を合わせて繰り入れております。

202ページにわたる3款諸収入1項1目延滞金は保険料の延滞金で、3項雑入はマイナ保険証に係る交付金となります。

4款繰越金は前年度繰越金となります。

続いて歳出をご説明いたします。203ページをお開き下さい。

1款総務費1項1目一般管理費は、保険証の交付に係る経費が主なものとなります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入及び保険基盤安定繰入金を財源に広域連合へ納付するものとなります。

204ページにわたる3款保健事業費は、脳ドック業務委託料の支出で18件分の実績となっております。

4款諸支出金及び5款予備費につきましては執行なしとなっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

本会計も歳出からページごとに質疑を行います。決算書203ページをお開きください。203、204ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 203ページの3款保健事業費の1項1目保健衛生普及費の12節委託料の脳ドックの部分。毎年お伺いしているのですが実績は18件分ということだったのですが、こちら確か当初予算を少し残したのかなという認識ですが、違っていたらすみません。こちらどのように今後、今までどおり改善してやってみたのでこのまましばらくやってみるのか、それともさらなる向上に向け何かお考えがあるのか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 脳ドック健診ですが、基本的にはこれまでおりの事業体制で行いたいと思っていますが、その趣旨としては健診事後の対応について、健診で結果が返ってきて有所見者の方には電話連絡を行ったり病院の状況を確認するとか。基本的には病院から健診を受けた方に指示があるので、その指示に沿って対応していただくことが基本となりますが、場合によっては保健師が指導する部分が出てくると思います。

脳ドック健診は未破裂の動脈瘤だったり無症候性の脳梗塞・頸動脈の狭窄と、そこは早期発見が主な目的となりますので高血圧症・糖尿病・脂質異常症といった基礎疾患有している方のラクナ梗塞・アテローム性脳梗塞の予防を目的に生活習慣病の重症化予防と連動した取り組みができればいいのではないかと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。201ページをお開きください。201、202ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 201ページ1款の後期高齢者医療保険料の収入未済額についてですが、令和6年度において滞納対策本部でどのような対策が話されたのか。内容を伺います。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 収入未済額の人数ですが、昨年は47万ほどあって3名だったのですが、今年は10名で10万ほどとなっています。
この方たちですが国保から後期75歳になって移行されて、国保時代からも未納となっていた方ですので、状況的には厳しいかなという判断でいます。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） これら辺の対応も生活とかが厳しくて納められない状況であれば、町税などと同じような対応を進めるという認識でよろしいですか。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 一般会計でご説明したとおり、そのような対応をとっていきたいと考えています。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） その場合において保険証を使った医療が受けられないといった形になってしまふのか、そういう形にはならないのか。その辺含め伺います。

[奥田税務戸籍担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 保険証の発行はしないということは今していませんので、未納があるからといって医療機関に受診できないということはありませんが、低収入ですので受診控えはあろうかなと認識しています。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ以上で歳入の質疑を終わり、総括的な質疑

をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 只今、税の未納の関係で納められない方は受診控えもあるかもしれないという話をいただいたのですが。令和6年度決算のことだから聞いては駄目と言われるかもしれないですが、3000円の上限の軽減措置が終了していて、その後の給付費の推移、受診控えの傾向が見られるかどうか。わかる範囲で伺えたらと思います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 軽減措置が終わったのが令和7年9月なので影響は多分これから、あるとすればこれからだと思うのですが、令和5年度と6年度を比較しますと給付費は差し引きで1000万ぐらい上がっている部分があるので、今のところ受診控えはないのではないかなどと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認めます。

それでは直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。本委員会に付託された認定第3号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。したがって認定第3号は審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第4号

○委員長（鳥越真由美君） 次に本委員会に付託された認定第4号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 令和6年度の介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明します。206ページをお開きください。

歳入合計10億6880万4923円、歳出合計8億8411万3504円、歳入歳出差引残額1億8469万1419円で、同額を翌年度繰越額としています。この会計は65歳以上の1号被保険者と40歳以上65歳未満の加入者を2号被保険者として、介護保険料と国費・道費・町費・支払基金からの公費を財源に介護給付費などを支出する会計となります。それでは歳入をご説明いたします。事項別明細書210ページをお開きください。

1款保険料1項1目第1号被保険者介護保険料1節現年度分は、収入済額1億5206万5870円で収納率99.4%、2節滞納繰越分は収入済額33万6020円で収納率2.7%となっております。

2款分担金及び負担金は厚真町・むかわ町・安平町の3町で共同設置している介護認定審査会の負担金で、令和6年度から安平町が事務局を担っております。

211ページにわたる4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金から2項3目地域支援事業交付金までは、それぞれの事業に対する負担割合で交付されております。4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金については、地域包括ケアシステムの構築に係る評価指標に基づく交付金となります。6目事業費補助金はシステム改修に伴う交付金となります。

212ページにわたる5款支払基金交付金及び6款道支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るそれぞれの事業に対する負担割合で交付されておりま

す。

213ページにわたる7款繰入金1項1目介護給付費繰入金から3目地域支援事業繰入金までは、町が負担する割合分の繰入れとなります。4目低所得者保険料軽減繰入金は所得階層第1段階から第3段階の軽減分に係る補填分として国・道交付金に町費負担分を合わせて繰り入れております。5目その他一般会計繰入金は、歳出1款職員給与費及び事務費に係る繰入となります。2項1目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定から地域支援事業費の財源として繰り入れております。

214ページ、8款繰越金は令和5年度からの繰越金となります。

215ページにわたる9款諸収入はコピー代等の収入となります。

続いて歳出のご説明をします。216ページをお開き下さい。

1款総務費1項1目一般管理費2節給料から217ページにわたる18節負担金補助及び交付金までは、介護保険事業に係る人件費2名分及び被保険者証等の印刷経費、事務室の電話料などが主なものとなります。218ページ、2項1目介護認定審査会費1節報酬から219ページにわたる18節負担金補助及び交付金までは、介護認定審査会に係る審査委員報酬及び審査会システムの運用費などが主なものとなります。2目認定調査等費は、介護認定審査会経費に係る主治医意見書作成手数料及び要介護認定の調査委託料などが主なものとなります。3目認定審査会共同設置負担金は、安平町の認定審査件数394件分の負担金となります。

2款保険給付費につきましては1項介護サービス等諸費から221ページ6項特定入所者介護予防サービス等費まで利用サービスごとの支出となります。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型・通所型サービスの支出に係る経費となります。222ページに渡る2項1目一般介護予防事業費は、介護予防教室等の経費となります。3項1目包括的支援事業・任意事業費については、地域包括ケアシステムの推進に係る事業が主な経費となります。223ページ、7節報償費は認知症サポーター養成講座等の講師謝礼及び各事業の参加に係るポイント付与事業。10節需用費及び11節役務費は成年後見制度に係る諸費用が主なものとなります。12節委託料は、生活支援体制整備事業及び在宅医療・介護連携推進事業、介護給付システム保守点検業務の委託料となります。224ページ、19節扶助費は市民後見人3名分の報酬となります。

4款諸支出金1項2目償還金は前年度の保険給付費等の精算が主なもので、国庫分・道費分・支払基金分に対するものとなります。

225ページ、5款予備費は職員手当及び主治医意見書等の支出として充用しております。

続きまして介護保険事業特別会計、介護サービス事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明します。227ページをお開きください。

歳入合計938万7924円、歳出合計572万5880円、歳入歳出差引残額366万2044円を翌年度繰越額としております。介護サービス事業勘定は、主に地域包括支援センターにおける要支援者のケアプラン作成に関する会計となります。それでは歳入についてご説明いたします。事項別明細書231ページをお開きください。

1款サービス収入1項1目介護予防計画作成収入は1444件となっております。2項1目自己負担金収入はグループホームサックルが指定管理事業者になる以前、委託事業者の時に未納となった利用料の過年度滞納繰越分です。

2款繰越金については前年度からの繰越金となります。

次に歳出についてご説明します。233ページをお開き下さい。

1款サービス事業費はケアプラン14件分の委託料となります。

3款諸支出金につきましては、介護保険会計保険事業勘定の地域支援事業の財源として繰出すものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行いますが、本会計についてははじめに保険事業勘定、次にサービス事業勘定の順に質疑を行い、総括的な質疑、討論ののち、認定すべきものか否かを決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは保険事業勘定の歳出から質疑を行いますので216ページをお開きください。216、217ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ218、219ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ220、221ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ222、223ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 222ページの3項1目包括的支援事業任意事業費の1節報酬の認知サポート員の報酬が昨年5年度に引き続き執行なしなのですが、中身を伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 認知症初期集中の支援チームの立ち上げとともにこのサポート員にもお願いしている部分ですが、このチームの運用については他職種が連携する中で地域ケア会議等でケア方針を決めて認知症疾患医療センターと連携しながら最終的な方向を検討して支援していく部分です。そこは本人の中核症状と周辺症状いろいろ考えながら支援をしていると。

あとは支援者が家族との関係がどう作られているかも話し合いをしながら最終的にはチームを立ち上げるかどうかを判断しながらやっていますが、現在は地域包括支援センターと認知症疾患医療センターとの連携で認知症の方のケアをしています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） このチームを立ち上げる事例が今のところは起きていないというか、そこまで至っていないという認識でよろしいですか。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 現在はまだそこまでのチームを立ち上げて、例えば医師と同行訪問したりといった状況にはなっていないところです。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 別なところでお願いします。223ページの17節備品購入費の介護給付費適正化システム購入。こちらはどのような成果が得られたのか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらは介護給付費と費用の適正化事業に使うものなのですが。北海道が策定する介護給付費適正化計画に基づいて安平町でも実施していまして、主な内容は介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検、医療情報との突合、縦覧点検、給付実績を活用した不正請求等の未然防止を行っています。

地域包括支援センターの職員がケアプラン点検の中で出てきた不具合というか適正ではないのではないかというケアプランについては、一度お手紙をケアマネに発送してケアマネとのやりとりの中でそのケアプランが適正かどうかを地域包括支援センターの職員と行って合意形成をやっている部分があります。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） ということは、実際にそういうのに引っかかってケアマネに送って合意形成が成されて訂正されたという事例があったということでしょうか。

[阿部国保介護担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） 実際訂正させていただいて、ケア方針について合意をして修正していくという部分も何件かはあります。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ224、225ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。210ページをお開きください。210、211ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 210ページの1款保険料1項1目の第1号被保険者介護保険料の収入未済がなかなか減っていない状況かなと見て取ったのですが、第9期に介護保険が変わって保険料の改定をしたのですが、納付状況を含めどのようになっているか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） まず現年分の未収額ですが90万5460円ありまして、滞納繰越分については1127万3900円あります。基本的には特別徴収で年金から天引きが主なものなので収納率は99.9%という状況なのですが、一部普通徴収から特別徴収に変わる間の6か月期間の納付漏れがあったり、年金額が18万以下の方の口座振替や納付書での支払いが滞っている部分があります。

その対策としては、督促状の送付あとは電話連絡による分納の協議、介護認定申請の時に滞納があるので、そこは償還払いになってしまふとか説明をしながら、長期の滞納者からは納付の誓約書を出してもらって計画的な納付になるように対応をしているところです。

徴税等滞納整理対策本部にも事例を出して協議しながら税務住民課とも連携して対応しています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 9期に入って改定した部分の階層での影響はなかったのかあったのか、その点もしかればお願いします。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 9期で変わって特にそこが増えたとかよりは、普通徴収から特別徴収になる時の切り替えの時の納付漏れがあるところです。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 別なところでお願いします。211ページの5目介護保険者努力支援交付金。こちらの増額要因、主な要因どういうものがあったのか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらは基本的に介護予防だったり健康づくりの取り組みに対する評価で、相対評価されて各市町村に交付金が出る仕組みになっています。

安平町で今この部分を取り組んでいるところでは、何か新しいことをやってこの部分を取っていくということよりは交付金の内容をしっかりと理解して有利に加点を取っていくと。取りこぼしのないように取っていくところで上がっていると。毎年そこをグループ内でスクリーニングして取りこぼしがないのかを確認しながらやっている部分があります。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） では、サービスを受けることを抑制というのではなく現状変わらないでしっかりとやっている中で取りこぼしがないかどうかを見ているということによろしいですか。

[阿部国保介護担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長（阿部充幸君） 基本的には地域包括ケアシステムの構築にかかる事業をどの程度進めているかという部分で評価されていますが、安平町は国から言われている部分は全て取り組んでいるので、そこは満点を取っているところではあるのですが、一つ一つの事業内容を精査していくとまだ本当にそこがしっかりとできているのかというところでは、できていない部分もあるので今後はそこの精査が必要ではないかと考えています。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ212、213ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ214、215ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ次にサービス事業勘定の質疑を行います。
歳出232ページをお開きください。232ページについて質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 232ページ、1款1項1目介護予防計画作成事業費の部分の昨年度決算比で、額が落ちているその要因について伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらは基本的には介護予防計画は地域包括支援センターの職員が計画を作るものなのですが、一部居宅支援事業所の家族でご主人と奥様が要介護・要支援と分かれている時に、そこを居宅支援事業所にまとめて一つの家庭にひとケアマネで、まとめてお願ひする時にこの要支援のケアプランをお願いすることができますので。そこで予算額はその部分について予算額が増減するということです。

○委員長（鳥越真由美君） 他に232ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ231ページ、歳入について質疑をお受けします。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 231ページの先ほどの2項自己負担金収入の部分の7万2000円、以前サックルになる前の残った部分とご説明いただいたのですが、こちらの残金については回収の目処が立つかどうか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。
○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらは平成18年度分の未済額で、グループホームさかえが町の指定管理になる以前のサービス料の未収額金と未収済金となります。

この未収額はずっと残っていた部分があったのですが、総額で確か50万ぐらいあったと思うのですが、利用者がお亡くなりになって、もともと家族の方に何とか払っていただけませんかと話をしながら議会の方でも度々指摘が令和2年ぐらいから確かあったと思うのですが。その都度ご家族の方に連絡をさせていただき、何とか昨年連絡がついて全額払うということで払っていただいたのですが、一部最後の1期分がどうしても支払われた月が6年度決算になってしまったのですが。これで7万2900円を払っていただいて全て完済しているということです。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ以上で両事業勘定の歳入歳出の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） 在宅医療・介護連携事業に関して毎年確認させていただいているのですが、その後の進捗状況はどのようにになっているか伺います。

[阿部国保介護担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。
○国保介護担当課長（阿部充幸君） 在宅医療・介護連携推進事業は、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すること、入院から退院、在宅等の復帰へスマートな支援を行えるようにするために実行している事業です。
委託事業の取り組みとして、あびら追分クリニックに介護医療連携相談窓口を設置していただいて看護師が2名対応にあたっています。実際、町で行っている部分としては医療介護連携会議で高齢者の虐待対応の講習会だったり、困難ケースの事例検討をするなど他職種の連携で行っています。

して、そこでケアマネとか医療機関との連携を図っていく部分もやっています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では、この部分はあびら追分クリニックに委託ができたという認識でよろしいですか。

[阿部国保介護担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 在宅医療・介護連携全てを委託しているわけではなくて相談窓口を委託して。基本的には在宅医療・介護連携推進事業は地域包括支援センターがやっているところです。

○委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認めます。

それでは直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第4号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め採決します。したがって認定第4号は審査の結果、認定すべきものと決定しました。

○委員長（鳥越真由美君） ここで午後3時まで休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○委員長（鳥越真由美君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎ 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第5号

○委員長（鳥越真由美君） 本委員会に付託された認定第5号 令和6年度安平町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となります。説明を求めます。

[谷村水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 令和6年度の安平町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。別冊の令和6年度安平町水道事業会計決算書、1ページをお開き下さい。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出の収入、第1款第1項営業収益は水道料金及び給水工事手数料等で決算額1億6874万6100円。第2項営業外収益は一般会計繰入金のうち企業債償還利子の一部及び早来臨空工業団地専用水道施設の管理受託収入並びに経営安定化繰入金、長期前受金戻入など2億3712万5512円となり、収益的収入全体で4億587万1612円の決算額となります。

続いて支出、第1款第1項営業費用は各水道施設の維持管理経費、人件費、減価償却費等で決算額3億2550万5109円、第2項営業外費用は企業債償還利子等で1408万410円、第3項特別損失は不納欠損処分が主なもので191万5300円、第4項予備費につきましては決算額なしとなり、収益的支出全体で3億4150万819円の決算額となります。

続いて2ページ、（2）資本的収入及び支出の収入、第1款第1項企業債

は基幹管路耐震化整備工事費の財源として決算額1080万円、第2項負担金は地方公営企業繰出基準に準じた一般会計繰入金等5995万3140円となり、資本的収入全体で7075万3140円の決算額となります。

次に支出、第1款第1項建設改良費は配水管移設工事費、浄水施設の機器更新工事費などで決算額6017万5824円。第2項企業債償還金は元金分の償還金として9352万6400円となり、資本的支出全体で1億5370万2224円の決算額となります。

3ページ、令和6年度安平町水道事業損益計算書は企業の経営成績を示すものですが、令和6年度決算においては3ページ下から4行目の当年度純利益が5936万7874円となり、その下の前年度繰越利益剰余金2億4109万4444円を加算した額から、その下のその他未処分利益剰余金変動額2932万3935円を差引いた2億7113万8383円が令和6年度の未処分利益剰余金となります。

4ページ、令和6年度安平町水道事業剰余金計算書。剰余金の増減変動の内容を表すものとなります。令和5年度で純利益となりました6416万8101円を未処分利益剰余金から減債積立金へ議会の議決による処分を行い、処分額が加算された減債積立金から3484万4166円を目的使用であります元利債還金分として取崩しをしています。当年度末残高は減債積立金が4720万3127円、未処分利益剰余金は当期純利益5936万7874円が追加となり2億7113万8383円となります。

5ページから7ページにわたる水道事業貸借対照表は企業の財政状況を示すもので、企業が保有するすべての資産・負債及び資本を表すものとなります。資産の合計と負債・資本の合計が同額となることからバランスシートとも言われています。5ページの下段、資産の合計は32億4723万3557円。6ページの下段、負債の合計24億2847万7357円と7ページ、下から2行目の本合計8億1875万6200円を合わせた負債・資本合計額が5ページ下段の資産合計と同額になります。

8ページ以下は財務諸表、附属書類となります。8ページの令和6年度安平町水道事業キャッシュフロー計算書は、1. 業務活動によるキャッシュフロー、2. 投資活動によるキャッシュフロー、3. 財務活動によるキャッシュフローで構成されておりますが、発生主義会計である地方公営企業会計制度では収益・費用を認識する時期と現金の收支が発生する時期に差異が生じることから、キャッシュフロー計算書により現金の收支に関する情報を示すものとなります。最終行にあります資金期末残高1億3850万1316円が5ページの貸借対照表、2. 流動資産（1）現金預金の額と同額となります。この期末残高は令和5年度決算と比較し2064万5942円増額となりましたが、これは令和5年度から経営安定化のための補填財源として計上しました一般会計繰入金により期首残高が増えたことが要因となります。

続きまして、安平町水道事業報告書により概要説明をいたします、9ページをお開き下さい。（1）総括事項①業務につきましては、令和6年度末の

給水人口は前年度対比で75人減の6439人、給水戸数は5戸増の3415戸となりました。年間総配水量は前年度対比で0.2ポイント減の77万9139立方メートル。有収水量は1.3ポイント減の69万8479立方メートル、有収率は0.95ポイント減の89.65%となりました。②収益的収支につきましては税抜きで収益的収入3億8731万4441円に対し収益的支出3億2794万6567円となり、純利益が5936万7874円となりました。③資本的収支につきましては税込みで資本的収入7075万3140円に対し資本的支出は1億5370万2224円となり、不足する額8294万9084円につきましては消費税及び地方消費税資本的収支調整額・当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をしています。

10ページから14ページまでは工事等の概況を掲載していますのでご参照願います。

次に15ページから17ページの令和6年度安平町水道事業収益・費用明細書により、主な事項についてご説明いたします。こちらは税抜き表示となります。

収益1款水道事業収益は、水道料金・一般会計繰入金・受託事業収入が主な収入となります。1項営業収益1目給水収益1億5116万4095円は前年度対比で285万5999円、1.85ポイントの減となります。この要因につきましては給水人口及び総配水量の減少、また節水意識の高さと節水機器の普及が影響したものと考えられます。なお、水道料金の収入未済額につきましては、令和7年3月31日現在で平成28年度から令和6年度分について314件、金額451万7667円となります。水道事業会計は出納整理期間がなく3月31日で打ち切りになることから令和7年3月分の未収額が大きくなってしまいます。なお、令和7年10月20日現在では4月1日以降34.5%の収納があり、収入未済額は75件、296万1170円まで減少しております。収納額につきましてはこの段階で97.1%となります。

2目その他営業収益は給水工事手数料及び指定業者登録手数料で、246万4500円となります。2項営業外収益は企業債利子の償還及びスマートメータ一購入にかかるデジタル田園都市交付金といった2目1節他会計補助金、3目1節負担金では職員給与費のほか経営安定化分として9600万円を一般会計負担金に計上しており、この他備考欄に記載のとおりとなります。

16ページ、1款水道事業費用1項営業費用は、各水道施設等の維持管理経費・職員人件費等が主な支出となります。1目原水及び浄水費は浄水場等の維持管理に要する経費、2目配水及び給水費は職員3名の人件費と水道管路の維持・水道メーター管理に要する経費等で、17ページにわたる3目総係費は職員2名分の人件費と水道事業経営全般に係る経費で構成されています。17ページ1項4目減価償却費は、固定資産の減価償却分を費用として計上しています。2項営業外費用は備考欄に記載のとおり。3項特別損失1目過年度損益修正損191万4060円は令和5年度の水道料金を減免認定したことによる調定額の減額が1件で1万2400円、残る190万1660円につきましては1件で

100万円を超える滞納額となったことから貸倒引当金繰入ではなく、過年度損益修正損の予算科目において不納欠損処理をしたものとなります。令和6年度の不納欠損処理額は居所不明を含む合計12名、206万7410円を不納欠損としており、先ほど説明しました190万1660円を差し引いた16万5750円につきましては、8ページのキャッシュフロー計算書、貸倒引当金の増減額として計上しております。

次に18ページ、水道事業資本的収支明細書についてご説明いたします。1款資本的収入は企業債借入及び企業債償還に係る一般会計繰入金が主な収入となり、2項2目工事負担金につきましては配水管移設工事に係る負担金収入となります。

19ページ、1款資本的支出1項建設改良費は、水管管布設に係る工事費等を支出するもので、主な事業につきましては決算書13ページに重要契約の要旨を掲載しておりますのでご参照願います。工事の概要につきましては、基幹管路耐震化工事、北進浄水場中央監視装置更新工事が主なものとなります。配水管移設工事につきましてはラピダスへの送電線埋設工事に伴う配水管移設工事であり、全額工事負担金として収入に計上しています。なお、この収入については特定収入であることから不課税として処理したため、歳入と歳出では税額分の差が生じているものとなっています。2項企業債償還金は企業債元金分の支出となります。平成5年度に施工しました富岡地区配水管新設工事等に係る借り入れ分の償還が終了となったことに伴い、前年度と比較し1280万円減額となっております。

20ページから21ページの固定資産明細書は、右端に記載しています年度末償却未済額及び21ページの年度末現在高は5ページの貸借対照表、有形固定資産合計・無形固定資産合計と同額となり、22ページから23ページ企業債明細書は未償還残高の合計が6ページ貸借対照表の3. 固定負債（1）企業債、イの建設改良費等の財源に充てるための企業債及び4. 流動負債（2）企業債、イの建設改良費等の財源に充てるための企業債の合計と同額となりますのでご参照願います。

以上で概要説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行いますが、本会計については、はじめに収益費用の質疑を行い、次に資本的収支の質疑を行い、その後総括的な質疑討論のあと認定すべきものか否かを決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきま

す。それでははじめに収益費用の質疑を行いますので決算書16ページをお開きください。

1 款水道事業費用について16、17ページで質疑はありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 17ページの真ん中より上の方の委託料の中で水道検針って、これは人の手で検針しているのですけど、これは全体で何人いらっしゃるのかと、それから1件につきどれぐらい検針していただいた方の仕事料としてお支払いしているのか。全部で何世帯分検針をする必要があって、何件分検針しているのか伺います。

[谷村水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 検針については今シルバー人材センターに委託しています。検針員の人数は、追分・早来それぞれ3名で検針を回っていただいているところです。

料金ですが、シルバー人材センターからの賃金となっていますが、単価としては市街地が60円、郊外が120円ということでシルバー人材センターと契約を締結しています。なお、今スマートメーターという検針員が歩きに現地に行かなくても検針データを引っ張ってこられるシステムを導入していまして、大体30%ぐらいまでスマートメーターでの検針ができるようになってきていますので、実際検針員が今検針をしている件数としては3000件ぐらいかなと認識しています。

[米川委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 自動検針のメーターは、いずれは全戸に付けなくちゃならなくなってくるだろうと思いますけど、その辺の見通しについてどうでしょうか。シルバーというと高齢者ですので、必ずしもこの後もこの仕事をする人をお願いできるとは限らないと思うので。将来的には全戸自動メーターにするべきだと思いますけど、その辺の見通しはどうですか。

[谷村水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 水道のメーターですが、検定満了ということで8年に一度メーター器を替えるタイミングがありまして、その時には全てのメーターをスマートメーターに替えていきましょうということで今進めています。2年前から進めていますので、あと6年後の段階では全町的にスマートメーターに変更になっていくと考えています。そういうことによって検針員の仕事が無くなってくるところもシルバー人材センターとは協議を進めています、最終的な方向について意見は一致しています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 17ページの過年度損益のところがありました、先ほどご説明いただいた1件に対する100万ぐらいのお金の償却をしなくちゃならないというこの1件は、どれぐらいの年数でこの金額になって、償却って何年後かに償却ですよと普通決まりがあるので、どれぐらいの期間置いた中での償却になっているのか、その辺説明をお願いします。

[谷村水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 今回の特別損失ですが、まず質問に対する答えとしては5年間を経過したものについて不納欠損としています。

この1件ですが、平成28年度と令和元年度における滞納となっていまして、ひと月で40万を超える滞納額もあったもので、溜まっている段階で協議も進めました。協議の中で分割の納入計画書も提出していただいたのですが、それがなかなか納入できなくなってきた段階でその企業が倒産しました。その倒産以降は連絡が取れない状況となったというものです。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ費用の質疑を終わり、収益の質疑を行います。15ページをお開きください。

1款水道事業収益について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ次に資本的収支の支出の質疑を行います。
19ページをお開きください。

1款資本的支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ収入の質疑を行います。18ページをお開き
ください。

1款資本的収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質
疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目。水道ビジョンについて昨年もご答弁いた
だいたのですが、その後料金改定などの進捗について伺いたいのが1点。

あと2点目。未収金がまた昨年度から増加傾向ですが、その要因と対策に
について伺います。

[谷村水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） まず水道ビジョンの進捗について答弁します。
6年度のこの決算の段階だけだとなかなか説明がビジョンにまでつながらな
いものですから、今年度手をかけているところも含めて説明させていただきます。

まずは令和4年度に作成した基本計画に基づいて調査を行っていまして、
令和5年度に北進配水池の実施設計を行いました。令和6年度この決算の時
に既存の井戸、これ富岡浄水場になりますが、富岡浄水場の井戸の実際どれ
ぐらい水が出るのかという水量と水質の調査を行いました。その調査を行つ
たところ水が出るのですが、日あたり300から400 t ぐらいは出るのですが、
鉄・マンガンが多いということで、これを継続して使うというのもその鉄を
除鉄するのに毎年経費がかかってしまうことで、富岡浄水場敷地内で新しく
井戸を作った方がいいのではないかということで令和7年度においては新し

い井戸の掘削をしているところです。現状では1日700から800tぐらいが採れるのではないかということで、この委託期間がまだ12月までありますので、答えは出ていないのですが、1日700から800ぐらい採れる想定をしていまして。そういった1日700から800の取水が可能となれば、それに見合ったポンプ施設だったり浄水施設の改修がまた必要となってくるかなという状況です。そういった経費も含めて今財政推計を策定してビジョンを作っています。

料金のことに関しては、かかる費用が大体見えてきている部分があります。今回の富岡浄水場1日700tぐらいをポンプアップしようとか浄水場の改修が必要となれば年数もかかるのですが大体2億5000万ぐらいはかかるだろうとなっています。さらに北進配水池にも手をかけるとまた億のお金がかかってきますので、その辺を財政推計に入れた中で料金の値上げをどうしようかというところを検討していくのですが、そこについては全額水道料金の値上げで水道の会計を賄うものではなく、そこは令和8年度に開かれる審議会なり住民説明会の中で料金の値上げが何パーセントで、それでも不足する分について一般会計の負担金といった協議を丁寧にしていきたいと考えています。それと、

○委員長（鳥越真由美君） 未収金。

○水道担当課長（谷村英俊君） 未収金ですね。未収金については常に督促状を送って督促状・催告書・給水予告停止と段取りを付けて文書を送って。それでも払ってくれない方については、でもそれでもすぐ停水処分するということではなく、役場に来ていただいて事情の説明を聞いてその中で協議した中で分割納入の誓約書を書いてもらうことで進めています。その分割納入を貰ったにも関わらず履行されない状況の時には停水をしているのですが。ただ、収納率に関してはここ3年で95%から96%とほぼ横ばいで推移していますので、滞納対策としては今言った文書の通知また面談なりを継続していくしかないのかなと考えています。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目、まだ何年後に何パーセント水道料金を上げるとはつきり決まっているわけではない。今調査して精査している最中という認識でいいのかが1点。

あと未収金の関係はご努力もされているかと思うのですが、多分一般家庭で水道料金が停まるとなると結構な事情があるのかなと思うのですが。その点も大変ご苦労かと思うのですが、なるべく当該者が困らないように収納していただけるようにご努力いただきたいと思いますが、いかがですか。

[谷村水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 料金の値上げの時期ですが、今井戸の調査に関しては12月までやっていまして、水道ビジョンの委託が3月までの契約期間として、3月には水道ビジョンの案が出来上がってきます。それをもとに令和8年度の中で審議会を開いていきたいと考えていますので、その令和8年度の中では水道料金何パーセント値上げということは提示できるかなと思います。今計画としてあるのは令和8年度に住民説明・審議会を終えたものを令和8年度処理ですが令和9年度施行で料金改正をする考え方ではいます。

それと滞納者の停水に関しての対応というか、そこは我々も理由がどうあれ止めますということはしていないのでそれぞれ事情があると思いますので、事情に応じてあくまでも納入確約書を貰ってすぐ止めるということではなくまずは事情を聞いた中で判断していきますので、そういう対応を取っています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認めます。

それでは直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め、採決します。本委員会に付託された認定第5号 令和6年度安平町水道事業会計決算の認定については審査の結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。したがって認定第5号は審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第6号

○委員長（鳥越真由美君） 次に本委員会に付託された認定第6号 令和6年度 安平町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊になります。説明を求めます。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 令和6年度の安平町下水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。別冊の令和6年度安平町下水道事業会計決算書1ページをお開き下さい。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出の収入、第1款第1項営業収益は下水道使用料及び雨水処理負担金並びに排水設備工事手数料等で決算額1億1337万6620円、第2項営業外収益は一般会計繰入金のうち企業債償還利子及び会計運用繰入金並びに経営安定化繰入金、長期前受金戻入など6億1692万3082円となり、収益的収入全体で7億3029万9702円の決算額となります。

続いて支出、第1款第1項営業費用は各下水道施設の維持管理経費・人件費・減価償却費等で決算額5億7691万5969円、第2項営業外費用は企業債償還利子等で4146万3355円、第3項特別損失は令和5年度消費税及び不納欠損処分が主なもので1006万4630円、第4項予備費につきましては決算額なしとなり収益的支出全体で6億2844万3954円の決算額となります。

続いて2ページ、（2）資本的収入及び支出の収入、第1款第1項企業債は社会資本整備総合交付金事業の管渠工事等の財源として決算額1億6390万円、第2項補助金は社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金及び地方公営企業繰出基準に準じた一般会計繰入金など2281万500円、第3項負担金及び分担金は公共下水道の排水区域内における下水道事業受益者負担金・分担金で258万2552円、第4項他会計負担金は一般会計負担金のうち企業債償還元金として1億8851万8000円となり、資本的収入全体で3億7781万1052円の決算額となります。

次に支出、第1款第1項建設改良費は下水道本管新設工事・測量調査設計費などで決算額4792万7000円、第2項企業債償還金は元金分の償還金として3億4464万1650円となり、資本的支出全体で3億9256万8650円の決算額となります。

3ページ、令和6年度安平町下水道事業、損益計算書は企業の経営成績を示すものですが、令和6年度決算においては3ページ下から3行目の当年度純利益が1億1138万1604円となり、その下前年度繰越利益剰余金年度末残高について法適用初年度においては公営企業会計で行った前年度が存在しない

ため0円とし、1億1138万1604円が令和6年度の未処分利益剰余金となります。

4ページ、令和6年度安平町下水道事業剰余金計算書は、剰余金の増減変動の内容を表すものとなります。当年度末残高は未処分利益剰余金は当期純利益1億1138万1604円となります。5ページから7ページにわたる下水道事業貸借対照表は企業の財政状況を示すもので、企業が保有するすべての資産・負債及び資本を表すものとなります。資産の合計と負債・資本の合計が同額となります。

5ページの下段、資産合計は96億2561万862円。6ページの下段、負債合計85億4166万4089円と7ページ下から2行目の資本合計10億8394万6773円を合わせた負債・資本合計額が5ページ下段の資産合計と同額になります。

8ページ以下は財務諸表附属書類となります。

8ページの令和6年度安平町下水道事業キャッシュフロー計算書は、1.業務活動によるキャッシュフロー、2.投資活動によるキャッシュフロー、3.財務活動によるキャッシュフローで構成されております。発生主義会計である地方公営企業会計制度では収益・費用を認識する時期と現金の收支が発生する時期に差異が生じることから、キャッシュフロー計算書によりこの現金の收支に関する情報を示すものとなります。最終行にあります資金、期末残高1億972万9526円が5ページの貸借対照表、2.流動資産、(1)現金預金の額と同額となります。

続きまして、安平町下水道事業報告書により概要説明をいたします、9ページをお開き下さい。(1)総括事項①業務につきましては令和6年度末の処理区域内人口は前年度対比で48人減の5569人、水洗化人口は前年度対比で47人減の5,000人となりました。年間総汚水処理水量は前年度対比で2834m³増えます。②収益的収支につきましては税抜きで収益的収入7億2783万1347円に対し収益的支出6億1644万9743円となり、純利益が1億1138万1604円となりました。③資本的収支につきましては税込みで資本的収入3億7781万1052円に対し資本的支出は3億9256万8650円となり、不足する額1475万7598円につきましては引継金・消費税及び地方消費税・資本的収支調整額・利益余剰金で補填しています。

10ページから15ページまでは工事等の概況を掲載していますので、ご参照願います。

次に16ページから17ページの令和6年度安平町下水道事業、収益費用明細書により主な事項についてご説明いたします。こちらは税抜き表示となります。

収益1款下水道事業収益は、下水道使用料・一般会計繰入金等が主な収入となります。1項営業収益1目下水道使用料8100万58円は前年度対比で133万8966円、1.5%の増となります。この要因につきましては下水道処理区域内において子育て世帯が多くなってきており、一世帯あたりの家庭用水量が増えています。

加していることと事業者等の排水量増加が要因と考えております。また、下水道使用料の収入未済額につきましては令和7年3月31日現在で平成28年度から令和6年度分について287件、316万4312円となりますが、下水道事業会計は出納整理期間がなく3月31日で打ち切りになることから令和7年3月分の未収額が大きくなってしまいます。なお、令和7年10月20日現在では4月1日以降、32.7%の収納があり、収入未済額は97件、212万8570円まで減少しております。この段階の収納率につきましては95.7%となります。2目他会計負担金は雨水処理負担金として2412万6000円、3目その他営業収益は排水設備工事手数料及び指定業者登録手数料で15万円となります。2項営業外収益1目1節他会計負担金は企業債利子の償還など、2目1節他会計補助金は人件費等基準外繰入金1億8304万5000円、3目1節では貯金利息・下水道施設の受託収入により15万1874円、4目1節国庫補助金を長期前受金戻入として整理したもの。5目1節その他特別利益1108万5020円について、公営企業会計に移行する際の引継金に不足分が生じたことから現貯金額を調整したものとなります。

17ページ、1款下水道事業費用1項営業費用は各下水道施設等の維持管理経費・職員人件費等が主な支出となります。1目管渠費は職員3名分の人件費2目下水道処理場費は浄化センターの管理に要する経費等で、18ページにわたる3目総係費は職員1名分の人件費と下水道事業経営全般に係る経費で構成されています。18ページ4目減価償却費は固定資産の減価償却分を費用として計上しています。2項営業外費用は備考欄に記載のとおり。3項特別損失1目過年度損益修正損は令和5年度の下水道使用料を減免認定したことによる調定額の減額が1件で1万1164円を過年度損益修正損の予算科目において不納欠損処理したものとなります。令和6年度の不納欠損処理額は生活困窮などの合計8名、189万6120円を不納欠損としております。

次に19ページ下水道事業資本的収支明細書についてご説明いたします。

1款資本的収入は企業債借入・企業債償還等に係る一般会計繰入金が主な収入となり、2項1目国庫補助金につきましては下水道管渠工事に係る補助金収入となります。2項2目他会計補助金は企業債対象の単独工事として公設樹設置工事及び管渠修繕工事となります。3項負担金及び分担金は下水道事業の受益者負担金・分担金の収入となります。4項他会計負担金は起債償還元金に係る一般会計繰入金となります。

20ページ、1款資本的支出1項建設改良費は本管新設公設樹設置工事及びマンホールポンプ所の設計委託等を支出するもので、主な事業につきましては決算書11ページから12ページに工事等の概況を掲載しておりますのでご参考願います。2項企業債償還金は企業債元金分の支出となります。21ページ、固定資産明細書は右端に記載しています年度末償却未済額は5ページの貸借対照表、有形固定資産合計と同額となり、22ページから27ページ企業債明細書は未償還残高の合計が6ページ貸借対照表の3. 固定負債(1)企業債、イ

の建設改良費等の財源に充てるための企業債及び4. 流動負債（1）企業債、イの建設改良費等の財源に充てるための企業債の合計と同額となりますのでご参照願います。

以上で概要説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行いますが、本会計についてもはじめに収益費用の質疑を行い、次に資本的収支の質疑を行い、その後総括的な質疑・討論の後に認定すべきものか否かを決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それでは、はじめに収益費用の質疑を行いますので決算書17ページをお開きください。

1款下水道事業費用について17、18ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 18ページの特別損失の過年度損益修正損の使用料の減免認定による1件分とご説明いただいたのですが、具体的にどのような事由で減免認定に至ったか伺います。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 18ページの過年度修正損。使用料減免による認定についての理由ですが、これについては下水道使用料で水道の方と同じ方の減免がありますが、当初調定で1万5000円程度したのですが、その後水道設備の故障が発覚したため修理が終わった後の減免という形で整理した時期が6年に入っていたものですから、実際の案件としては5年度なのですが6年度に出たものですから5年度の処理じゃなくて6年度の決算に載ってくる格好になっています。ちょうど年度の狭間での事案の場合に、前年度の分の処理を過年度修正損で処理している形になっています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[米川委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 18ページの13負担金ですが、年会費と諸会費負担金他って書いてありますけど。これはどうしてこうやって全く違う費用を同じ項目に入れているのでしょうか。
- 下水道担当課長（佐々木貴之君） 少々お待ちください。
- 委員長（鳥越真由美君） わかりますか。13節の負担金のところですね。

[佐々木下水道担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。
- 下水道担当課長（佐々木貴之君） まず項目がちょっと違って見えるのですが、取扱いの節としてはこの項目にいれなければならないということで。内容的なものについては負担金、これ2種類だけでなく記載しています会議負担金あとは口座振替の手数料負担金ですとか窓口収納の負担金とか、あと今回該当はなかったのですが下水道の水洗化などの改造補助金とか負担金といったものの予算上の科目としての設定は、この負担金というところで毎回載せさせていただいている。

[米川委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） そうしたら諸会議というのは、誰がどんな会議を開いてこの負担金が生じたのですか。

[佐々木下水道担当課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。
- 下水道担当課長（佐々木貴之君） 負担金の中身ですが、先ほど言った下水道協会の負担金。これは日本下水道協会に毎年負担金を納めなければならないのですが、それも会議とかではなく負担金を納めるような中身になっていまして。もう一つは北海道地方下水道協会、これも同じような年会費を納めるだけです。

この中に大きいところでいくと諸会議負担金の中で6年度について職員1名を新しく配属ということもあって、埼玉県の日本下水道事業団の方に下水道研修に行ってまして、そこの講義についてもここの中で出資している形になっています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ費用の質疑を終わり、収益の質疑を行います。16ページをお開きください。

1款下水道事業収益について質疑はありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 雑収益に鉄屑の売却費で11万5577円。これどこの物の償却なのか教えていただければと思います。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 只今の鉄屑売却費11万5577円については、浄化センターで修繕工事を年間やっていますが、そこで量の少ない鉄屑とかが出てきた時に、それを設計で処分なりすると運搬費とかでものすごく高くなるものですから少ないやつを場内にストックしておいて、ある程度溜まった段階でそれを売却してこういう形で計上させていただいている。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） どれぐらい溜めてという言い方としては変かもしませんが、溜めるという、溜めて出てくるという原理がわからないものですから、その辺についてもう少し、溜めておく理由がわかられば教えてください。

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員、鉄屑がなぜここで溜まっていくのかという理由ですよね。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 先ほどの説明が不足だったと思います。下水道処理場内で、機械とか電気にも修繕工事を行うのですが、その時には少なからず鉄屑が発生してくるのです。それは本来その設計の中で常にその都度処分が一般的だと思うのですが、その処分を早めから例えば苫小牧に

持つて行くと運搬費がものすごく、処分にかかるお金よりそちらの方がものすごく高くなるものですから。その部分を抑制するというか経費削減の意味合いで浄化センターの敷地内にストックしておいて。年間何本もそういう修繕工事がありますので、そして何年か経って細かく出た鉄屑とかをある程度溜まった段階で処分業者に運搬して収益を得ているということなのですが。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 普通、工事をやったら全部片付けていくらって工事費って普通私思っているものですから。この残ったものを置いていく。資源として置いていくというシステムなのか。普通、一般工事だと全部綺麗にしてサラにした状態で請け負う感じで自分は見ているものですから。工事で残として鉄屑が残って置いていくというシステムで、その分だけは見積もりの中に最初からそこは残しておくという積算の仕方をしているのか。その辺について教えていただければ。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 鉄屑の出る量は大体見越しできますので、なので設計には当然反映していなく。さっき申し上げたとおり出たやつはストックする予定で、ある程度溜まつたらその1台運搬できるような形で量を見計らって運搬している状況になっています。

ちなみに持つて行っているのは、またそれ業者にお願いすると同じことになりますので直営で、自分たちで持つて行って処分しています。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ次に資本的収支の支出の質疑を行います。

20ページをお開きください。

1款資本的支出について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ収入の質疑を行います。19ページをご覧ください。

1 款資本的収入について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 兼ねてご説明いただいた部分で、水道ビジョン経営戦略の案を策定されてきたかと思うのですが。この内容、特に料金改定について町民の方からどのようにご理解を得て進めていくか、そのスケジュールなどもし決まっていればお伺いします。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 今後の住民説明会のスケジュール的なものでよろしいですか。先日、全員協議会でもご説明させていただきましたが、料金改定における今後のスケジュールについては、今年度これからですが11月いっぱいぐらいまでに審議会を開催させていただいて、パブコメを行って、3月の議会に上程させていただいて、そこで下水道ビジョン経営戦略のこの冊子を公表していきたいと考えています。

今後の料金改定については令和8年度、先ほど水道の方でもお話がありましたが、令和8年度に水道と合わせながら、また改めて審議会・住民説明会を行って9年の料金改定に向けて検討しているところです。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 大変単純なことをお聞きして申し訳ないですが。3ページの見出し令和7年度ってありますけど、これでいいのですか。

[佐々木下水道担当課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 大変申し訳ありません。3ページの損益計算書の方ですが、認定の時に7年度言う形であれましたんですけど、先日差し替えということでお渡ししているかと思うのですが。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認めます。
それでは直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された
認定第6号 令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定については審査の
結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。したがって認定第6号は審査
の結果、認定すべきものと決定しました。

○委員長（鳥越真由美君） 以上で本委員会に付託された令和6年度安平町一般
会計及び3事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査が終
了しました。町長をはじめ職員の皆様、監査委員の皆様には本委員会の議事
運営に特段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

これより委員会において審査意見のとりまとめを行いますので、説明員の
皆様はここでご退席をいただきたいと思います。大変お疲れ様でした。暫時
休憩します。

（暫時休憩）
(説明員退室)

◎ 委員長あいさつ及び取りまとめと閉会宣言

○委員長（鳥越真由美君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

委員の皆様、2日間にわたってのご審議大変お疲れ様でした。これから今回の委員会の審査報告を米川副委員長とまとめて12月定例会に報告することになりますが、皆様から報告書に記載すべきご意見がありましたらお聞きしたいと思います。ご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） それでは本委員会に付託された事件の審査が全て終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。

以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会します。大変お疲れ様でした。

閉会 午後4時8分

会議の経過を記録してその相違ない事を証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

署名委員

署名委員